

令和2年度

町自連総会資料



八王子市町会自治会連合会

令和2年5月31日（日）16時

会 場 八王子エルシィ

八王子市町会自治会連合会

令和2年度

第18回 定期総会

次 第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案 令和元年度 事業報告

第2号議案 令和元年度 決算報告

第3号議案 令和元年度 監査報告

第4号議案 役員選出

第5号議案 令和2年度 事業計画（案）

第6号議案 令和2年度 予算（案）

5. 退任町会自治会長感謝状贈呈

6. 閉会の辞

第18回 定期総会 開催にあたり

八王子市町会自治会連合会の第18回定期総会を、令和2年5月31日（日）に開催することで準備を進めてきました。

しかし、令和2年1月中国で発症した「新型コロナウイルス」は猛威を振るい、沈静化せず世界中に蔓延しており、現在、我国でも感染症拡大を防ぐため、あらゆる対策を講じております。

こうした状況に鑑み、限られた空間で、特定した人数により定期総会を開催することは、可能な限り感染症防止対策を講じた場合であっても、国や市が警鐘する「感染症拡大防止策」にそぐわないと考え、令和2年度の第18回定期総会は、書面により議案を審議し会議での審議を行わない「書面方式による定期総会」としました。

この書面表決による定期総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけ、私達市民が果たせる取組の一つとして行うものであり、今後、特別の事態が生じない限り、同様な方式で定期総会を開催するものではないことをご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

書面表決にむけたスケジュール

《令和2年4月 9日（木）》

臨時三役会にて書面表決方式を提案 ⇒ 了承

町自連事務局 ⇒ 常任理事あて議案書及び書面表決書等の書類送付

《令和2年4月 16日（木）》

常任理事 ⇒ 書面表決書提出

《令和2年5月上旬頃》

町自連事務局 ⇒ 各町会等・自治会長等あて議案書及び書面表決書等の書類送付

各町会長・自治会長等 ⇒ 書面表決書作成

《令和2年5月25日（月）厳守》

各町会長・自治会長等 ⇒ 書面表決書を地区連合会長へ提出

《令和2年5月28日（水）厳守》

地区連合会長 ⇒ 町自連事務局へ取りまとめた結果を提出

《令和2年5月下旬頃》

町自連事務局 ⇒ 地区連合会長へ審議結果等を通知

地区連合会長 ⇒ 各町会長・自治会長等へ報告。書面方式による定期総会終了

令和2年5月31日

八王子市町会自治会連合会 会長 秋間 利久

【第1号議案】

令和元年度 事業報告

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

I. 総括

《はじめに》

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）つきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織である町会自治会等を地区ごとにまとめている団体である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は、576団体151,818世帯(令和元年6月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は、354団体119,580世帯(令和元年6月現在)を擁し、市内を代表する町会自治会等の連合組織となっている。

私たち活動の基本は、第一に各单位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に集合体である地区連合会の定例会を毎月開催することで地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に各町会自治会に徹底周知すること、第三に地区連合同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことにしている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動を中心に進めているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で、定例会が毎月または少なくとも隔月には開催され、地域課題の解決に向けた努力が喫緊の課題として求められている。

また、私たち「町自連」は、市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ」をしっかりと主張し、併せて、協力すべきことは協力することで、「町自連」の存在意義を行政へ積極的に示してきた。また、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努めてきた。

その成果として、平成31年4月には、町会自治会等の位置づけ、その活動を支援し、活性化する「町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」が施行された。

町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点及び行政からの協力要請等については、令和元年7月に市長との懇談会において話し合いの場を設け、課題解決に努めた。

1. 三役会及び常任理事会の開催

町自連運営にあたって、毎月第2火曜日を定例役員会とし、午前中に三役会を開催し、議題等の案件の調整を行うとともに、午後から常任理事会を開催し、行政等関係機関の要請や依頼の情報を得るとともに、議題等の案件の審議等を行った。

・詳細は、別紙資料参照

2. 行政主導の各種審議会・委員会等への参画

市内の町会・自治会・管理組合の代表として、町自連常任理事等を委員として、参画させ、「町自連」の主張を反映するべく努めた。

・詳細は、別紙資料参照

3. 運営組織の充実

(1) 組織の運営を効率よく機能させるため、総務部、広報部、事業部、組織部、生活安全部の各専門部を設置するとともに、各部長（副会長職）を中心に部運営を行い、事業の進捗を図った。

なお、専門部の運営にあたっては、事務局によるサポート体制を確立し、継続可能な体制を構築した。

(2) 事務局体制については、平成29年度及び平成30年度に、長年勤務した事務局職員の相次ぐ退職により、脆弱となった体制について、条例制定後の事務局体制の充実を八王子市に要望し、平成31年4月から常勤職員の増員を図った。

(3) 組織規模の適正化と拡大については、町自連発足以来の課題で、規程では、5町会以上で1,500世帯以上となっているが、5町会未満の中央部地区及び本町地区は、隣接しており、統合または周りの地区への編入について、検討していただきたい。

4. 東京都町会連合会及び全国自治会連合会との連携

東京都の町会連合組織である東京都町会連合会（事務局：板橋区）に加盟団体として参画するとともに、本会の秋間会長が都町連の副会長に就任しており、広く情報の共有を図るとともに、課題解決に向けた連携を図った。

なお、多摩地域の都町連への加入は未だ8市に留まっており、連携強化のための粘り強い働き掛けを行っている。

また、都町連が加盟する上部団体で全国の連合組織である全国自治会連合会との連携も行っている。

・東京都町会連合会

常任理事会 毎月第1水曜日（もしくは第2）開催 東京都庁他

定期総会 令和元年6月20日（木） 新宿区・京王プラザホテル

新年懇親会 令和2年1月16日（木） 新宿区・京王プラザホテル

- ・全国自治会連合会 全国大会

宮崎県宮崎大会 令和元年10月30日(水)～31日(木)

5. 地域づくり推進事業

平成31年2月、市から地域づくり推進事業(公共施設の再編)について事業の目的、内容の説明を受け、学校施設を中心とする公共施設の再編を契機とし、地域に必要な行政施策や施設のあり方などを地域と共に、検討していくものと捉え、公共施設再編方針策定懇談会の設置に伴い、町自連役員を委員として参画させ、事業の進行に協働での取り組みを行った。

また、事業進捗にあたっては、必要に応じて担当副市長との協議を重ねるとともに、地域づくり推進事業と個別事業との位置づけの明確化や推進体制の充実などを求めて、検討を要望した。

6. 獣害駆除対策への取り組みについて

昨今、猿、猪、アライグマ、ハクビシンといった動物が、頻繁に市民の生活圏域へ出没し、農作物へ被害、住居へ侵入し住民を威嚇するなど、市民の生活環境を脅かす事態が発生しており、町会自治会から地区連合会を通して、市への獣害駆除対策への対応を望む声が本会に多く寄せられた。

これまでも市担当部署へ申し入れを行ってきた経緯はあるものの、この状況を踏まえて、一日も早く市民が安心して暮らせるよう、獣害に対する方策を早急に講じられるよう強く要望した。

7. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催について

令和元年6月、市から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、令和元年度の主な取り組みなどの説明を受け、7月21日(日)開催の自転車競技(ロード)のリハーサル大会や令和2年2月15日(土)開催の聖火リレーのリハーサルなどの周知及び支援を行った。

- ・東京2020大会スケジュール

オリンピック競技大会 令和3年7月23日(金)～8月8日(日)

パラリンピック競技大会 令和3年8月24日(火)～9月5日(日)

※3/30 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期日程決定

8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて

1月下旬から日本各地において新型コロナウイルス感染症の感染の報告がなされ、市では、危機管理本部を設置し、市民の安全確保のため、緊急時の体制強化を図るとともに、相談窓口の設置や迅速かつ正確な情報提供などを行ってきた。

町自連としての拡大防止の取り組みとして、保健所などの行政と連携を図り、町自

連研修会を開催するにあたり、消毒液・マスクの準備を行い実施したほか、また、市からの感染症拡大防止に関する情報を受け、3月10日（火）開催予定の役員会を中止し、書面送付にて対応したところである。

市からの感染症拡大防止に関する情報については、速やかに地区連合会を經由し、町会自治会等へ情報提供を行った。

9. 民生委員児童委員協議会との情報交換会

町会・自治会の活動と民生委員児童委員の活動は、地域のなかで互いに連携して取り組む事項があり、相互の活動について情報交換を行い相互理解の促進を図るとともに、令和元年12月の民生委員児童委員一斉改選後の新体制との情報交換会を行った。

・日程及び場所

第1回 令和2年3月25日（水） 市役所801会議室

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期

10. 救急医療情報カードの取組み

八高連における救急医療情報カードは高齢者への対応として重要なものと認識しており、町自連として会議に出席するとともに、啓蒙活動への協力を行った。なお、救急医療情報カードは、高齢者に限らず、広く市民への周知、活用をして行く必要がある。

II. 総務部

1. 定期総会

令和元年度定期総会を開催し、平成30年度事業報告、決算報告、監査報告、役員選出、令和元年度事業計画(案)、予算(案)の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状の贈呈を行った。

・日程及び場所 令和元年5月26日（日） 八王子エルシィ

2. 市長と町自連三役との定例懇談会の実施

町会自治会等、地区連合会及び町自連が抱える広域にわたる課題や市民の直接の声を行政に届けるとともに、問題解決に向けた行政所管との連携強化を図るため、市長との懇談会を開催し、協議を行った。

八王子市と町自連は、既に協働して事業に取り組んでいるが、お互いの立場を尊重しあって、パートナーシップで役割分担をしていく立場であることを再確認することから始め、「地域づくり推進事業（公共施設の再編）について」と「八王子市補助金（掲示板設置等補助金）について」の2項目が論議された。

・日程及び場所 令和元年7月17日(水) 市役所701会議室

3. 町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例

町会自治会等は、地域における世代を超えた交流や防犯・防災・福祉、教育など、地域の課題解決に向けた様々な取り組みにより、「市民力・地域力」の源泉となって、八王子市の発展に寄与してきた。

町自連として、町会自治会等の位置づけ、その活動を支援し、活性化を推進するための条例制定を要望し、それを受けて、八王子市では、平成31年2月市議会へ条例案を上程、4月に条例が施行された。

・条例シンポジウム開催(八王子市主催)

日程及び場所 令和元年7月7日(日) いちょうホール

・条例関連チラシ作成(八王子市)

4. 町会・自治会等掲示板設置に関する助成制度

町会自治会等から掲示板についての要望が多く寄せられ、役員会で協議を行い平成30年6月12日付で「掲示板設置に関する助成制度について要望書」を八王子市に提出し、令和元年度において助成制度が開始された。

町会自治会等では、老朽化した掲示板や設置を必要としている場所もまだ多く存在することから、次年度に向け、複数台数設置、新設・移設の区分、自己制作など更なる制度の充実を要望した。

5. 自治会活動賠償責任保険の加入促進

町自連が団体加入している自治会活動賠償責任保険は、開始後11年を経過して、町会自治会等が個別加入して保険料を支払いした場合と比較して、保険料が2割引きとなり、町会・自治会等の財政負担が軽減されている。また、運用面においても町会自治会行事として、自宅から会場までの往復時の怪我なども保険対象となっている。

令和元年5月に新規加入募集活動を行い、町会自治会活動が安心して活動できる環境づくりに寄与している。

・令和元年度実績 234団体(平成30年度実績 228団体)

6. 町会・自治会設備整備支援補助金制度

宝くじ財団の資金及び八王子市の支援制度を活用し、町会自治会等に対して備品提供事業(無償貸与)を実施し、町会自治会活動の活性化の支援を行ってきたが、自治総合センターの指導により、事業を八王子市に移管し実施したものである。移管後も引き続き、八王子市に協力し制度の充実を図った。

・令和元年度実績 27団体 4種類 472点 総額 4,631千円

応募 39団体 5種類 916点 総額 8,670千円
また、令和2年度事業の準備として、対象団体の選考に協力した。

・令和2年度選考結果

29団体 5種類 587点 総額 4,432千円
応募 44団体 5種類 1130点 総額 9,424千円

7. 公衆街路灯のLED化について

町会自治会等では、これまで、公衆街路灯の設置や電気料の支払いを含む維持管理を担い、従来の蛍光灯から高照度型照明灯、LED照明灯へ技術革新進む中、地球温暖化防止の観点からLED照明灯導入を推進してきたが、現在、市内には29,000灯の公衆街路灯があり、いまだ約16,000灯（全体の56%）がLED化未実施で存在している。

環境負荷の低減に向けた「水銀条例」が令和2年度に発効し、以後、水銀を含む蛍光灯の一部が製造禁止となり、在庫限りで、対応が必要となる。

令和元年7月から8月にかけて、八王子市と町自連三役による公衆街路灯LED化の勉強会を開催し、課題解決に向けた検討を行ってきた。

令和元年12月、八王子市より勉強会の論議を踏まえ、公衆街路灯の維持管理を一定期間民間事業者へ委託（ESCO(エスコ)事業）して、LED化事業を加速する方式を提案された。

今後、町会自治会等への概要説明、移管同意、調査、LED化工事が行われることになる。なお、町会自治会等が自主管理する方式を希望する場合は従来どおりの運用となる。

8. 健全財政の確立

(1) 東京都地域の底力発展事業助成制度の活用

町自連では、平成28年度からオリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業が10/10の補助率となったことから、令和元年度も助成制度を活用して「加入促進キャンペーン事業」を展開した。

また、町会・自治会及び地区連合会でも広く活用された。

単一町会 37団体、地区連合会 6団体、町自連 1団体

(2) 町会等地区連合会交流事業助成制度の活用

地区連合会の交流事業を推進し、地域活動を活性化するため、この制度を活用する地区連合会も増加し、今年度は、町自連の17地区連合会、その他の連合会2地区の合計19地区が活用した。

(3) 経費の削減について

各専門部及び事務局との連携を図ることにより、経費の削減に努めるとともに、経常的な経費についてもコピー用紙の購入や郵送方法のより安価な選択、

インターネット契約の変更など費用圧縮に努めた。

(4) 自主財源の確保について

① 町自連会費収入の増

新任町会・自治会長及び役員研修会などの機会をとらえて、各部門間の連携を図り、町自連未加入団体や町会未加入者への「加入促進」を行ったが、加入世帯の減により、僅かではあるが減収となった。

② 自治会活動賠償責任保険手数料収入の増

新規加入募集活動により、自治会活動賠償責任保険の加入増により、6団体の増加を実現できた。

③ 広告収入

「町自連だより」に係る経費の明確化に伴う広告収入の組み込みにより、予算額460万円に対し、実績額が513万円となり、53万円の大幅な増となり、町自連だより経費へ充当することにより、町自連の負担額の圧縮ができた。

9. 総務部会の開催

- (1) 令和 元年 5月14日(火) ・令和元年度定期総会について
- (2) 令和 元年12月10日(火) ・令和2年度定期総会資料について
・令和2年度設備整備備品提供事業について
・定期総会について
- (3) 令和 2年 2月21日(金) ・令和2年度設備整備備品提供選考(※協力)

Ⅲ. 広報部

1. 広報紙「町自連だより」

(1) 発行状況

町自連活動を知ってもらうため、広報紙「町自連だより」を年4回発行した。

- ・第42号(2019. 4. 15 発行) 西部第三地区特集 発行部数 125,000 部
- ・第43号(2019. 7. 15 発行) 由木地区特集 発行部数 125,000 部
- ・第44号(2019. 10. 15 発行) 北野地区特集(鑪水尾根地区記事掲載)
発行部数 125,000 部
- ・第45号(2020. 1. 15 発行) 由井地区特集 発行部数 125,000 部

(2) 掲載内容

地域情報の発信及び地域との連携をより強固なものにするため、地区特集の紙面構成とし、また、町自連事業の報告及び予告を掲載し、読者にとって関心のある記事や町自連の活動の周知を図った。

(3) 広告協賛

地区特集の実施に伴う地区連合会の取り組みにより、広告協賛を確保するとともに、併せて市内全体での取り組みや広報部としてサポートを行い、大幅な広告協賛の確保ができ、町自連だよりに係る負担額の圧縮に努めた。

2. ホームページ「町自連」の運用

(1) 情報発信

平成27年度末よりブログ方式（地区ごとの編集）に移行するとともに、平成28年度当初より、タイムリーな地域情報発信を行っている。

- ・ホームページ累積アクセス件数

令和元年度 21,150件 累計 289,114件

平成30年度 28,257件 累計 267,964件

(2) 操作研修会

地区広報担当者による地域情報を速やかに発信するため、操作研修会を実施した。

- ・実施日

令和元年7月24日(水) 14:00～16:00

令和元年7月25日(木) 10:00～12:00

令和元年8月7日(水) 10:00～12:00

- ・実施内容

従前のシステム(委託)と新システム(地区編集)について
新システムの運用(パスワードとデータ管理)について
操作説明(地区ログイン方法とページ・写真作成等)

(3) 広告協賛

ホームページに係る広告協賛は、町自連だより広告協賛を優先したことにより、確保には至らなかった。

3. その他の広報活動

町自連関係の情報について、積極的に市内新聞社等メディアへの情報提供を行い周知に努め、地域情報が情報誌タウンニュースに取りあげられた。

また、町自連ロゴマークは、各種事業で活用されるとともに、印刷物などへの利用を図った。

4. 広報部会の開催

(1) 平成31年 4月 9日(火) ・町自連だより43号(7/15)発行について

(2) 令和 元年 5月14日(火) ・町自連だより43号(7/15)発行について
・広告協賛(レギュラー)について

(3) 令和 元年 7月 9日(火) ・町自連だより44号(10/15)発行について

- (4) 令和 元年10月 8日(火) ・町自連だより45号(1/15)発行について
- (5) 令和 2年 1月14日(火) ・町自連だより46号(4/15)発行について
・今後の地区特集の取り扱いについて
- (6) 令和 2年 2月12日(水) ・定期総会資料について
・今後の地区特集の取り扱いについて

IV. 事業部

1. 役員研修会

地区連合会の活動に活かすとともに見聞を広めるため、役員研修会を開催した。令和元年度は、「地域づくりの推進～新潟市の取り組みについて～」をテーマに新潟市における港湾地域と山間地域の合併に伴う、地域間の課題への取り組みなどを学び、八王子市が取り組んでいる「地域づくり推進事業(公共施設再編)」へ活かしていくことを目的に視察した。

研修は、新潟市への事前送付の質問事項を基に、説明を受けるとともに、直接の担当者との意見交換を行い、地域づくりへの理解を深めることができた。

なお、研修と合わせて懇親の場を活かし、役員相互の交流を深めた。

・日程 令和元年11月26日(火)～27日(水)

・場所 新潟県新潟市

参加者20名

2. 新年懇親会

新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、市長をはじめ、友好団体各位の出席のもとに懇談し、交流を深めた。

・日程及び会場 令和2年1月11日(土) 八王子エルシィ

参加者 147名

3. 町自連研修会「防災講演会」

町会自治会等で取り組んでいる「防災活動」には、「震災」のほかに台風、異常気象等による「暴風雨」「集中豪雨」「土砂崩れ」など、局地的に発生する災害もあり、令和元年10月には、台風19号の豪雨により、八王子市においても浅川地区や恩方地区などで河川氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害が出たところである。

令和元年度は、近年の地球温暖化と異常気象による局地的な豪雨がもたらす災害が多発し、こうした現状に市民の関心が高まっており、気象情報をどうとらえるのか、発災前にどのようなことに気をつけるべきなのかなど、これらの問題を取り上げ、八王子市及び八王子市自主防災団体連絡協議会の協力をいただき、「防

災講演会」を開催した。

- ・日程及び会場 令和2年2月19日(水) いちようホール
- ・テーマ 「天気の見方と異常気象、地球温暖化」
- ・講師 小野沢 和博氏
気象庁 東京管区気象台 総務部業務課 防災調整官
参加者 750名

4. 事業部会の開催

- (1) 令和 元年 6月11日(火) ・町自連研修会について
・役員研修会について
・新年懇親会について
- (2) 令和 元年 8月 6日(火) ・役員研修会について
- (3) 令和 元年 9月10日(火) ・役員研修会について
- (4) 令和 元年10月15日(火) ・新役員研修会・質問事項の調整
・新年懇親会について
・町自連研修会について
- (5) 令和 元年11月12日(火) ・役員研修会・役割分担等の調整
・新年懇親会について
・町自連研修会について
- (6) 令和 2年 1月14日(火) ・町自連研修会について

V. 組織部

1. 新任町会・自治会長及び役員研修会

町会等の世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進につなげる活動の一環として、平成23年度から行政との共催事業として始まったもので、「町会自治会の目的と役割」「町会自治会と地区連合会との関係」「町会自治会連合会の役割と活動」「町会自治会の活動運営について」を中心に進めると同時に、町会と日常的に関係ある市役所の関係所管の業務を紹介し、町会活動に役立ててもらった。

- ・日程及び場所 令和元年6月15日(土) 市役所801・802会議室
参加者 177名 (111団体)

2. 加入促進について

- (1) 組織の拡大及び強化の取り組みとして、2019年度東京都地域の底力発展事業助成制度を活用して、加入促進に係る資器材を作成するとともに、作成したのぼり旗及びポスターの掲出及びチラシを配布し、町自連加入町会による市内全域で「加入促進キャンペーン」を実施した。

また、八王子いちょう祭りにおいて、特設ブースを開設し、加入促進活動を実施するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成活動として、昭和39年(1964年)の前回オリンピックで八王子市が自転車競技の会場となった時のパネル展示を実施した。

「加入促進キャンペーン」

- ・日程 令和元年5月14日(火)から令和元年12月10日(火)まで
- ・作成資器材 ポスター3,000枚、チラシ25,000枚、のぼり旗750枚、横断幕40枚、ポケットティッシュ5,000個、ビニール手提げ袋5,000枚

- (2) 未加入町会の地区連合会への加入働き掛けは、従来どおり定期的に「町自連だより」を送るとともに、「新任町会・自治会長及び役員研修会」及び「町自連研修会」などの案内を継続的に行い、情報提供に努め、加入の働き掛けを行った。
- (3) 未加入地区連合会は、松が谷、鹿島、南大沢、寺田の4連合会がある。ただし、規程に適合するのは1地区連合会のみで、その他は従来どおり既存の地区連合会に加入するか、単位町会ごとに加入してもらうよう働き掛けを行ったところである。

3. 不動産関連団体支部と相互協力

平成28年3月に、町自連との相互協力協定を締結し、連携を進めてきた。

2019年度東京都地域の底力発展事業助成制度にて作成したポスターの掲出、チラシ配布による周知への協力を得るとともに、不動産関連事業者からは、町会加入の問い合わせも頻繁にあり、町会自治会等への加入促進に多大な協力をいただいている。

なお、支部が行う事業に対して、ポスター掲出等の周知活動への協力を行った。

4. 「町会・自治会加入促進ハンドブック(改訂版)」の活用

平成29年12月に、平成29年度東京都地域の底力発展事業助成制度を活用して作成し、全町会自治会等に配付したもので、町会・自治会の組織拡大及び強化などの加入促進活動に活用された。

5. 「町会・自治会運営ハンドブック(改訂版)」の活用

町会・自治会長の在任期間が短いことから、当初、平成28年3月に町会自治会運営に係る事項を行政との協働でまとめ、当初版として配付したもので、その後、掲載事項の改変を経て、平成30年12月に、平成30年度東京都地域の底力発展事業助成制度を活用して、「町会・自治会加入促進ハンドブック(改訂版)」と

して、作成し、全町会自治会等に配付したもので、町会・自治会の運営に活用された。

6. 組織部会の開催

- (1) 平成31年 4月25日(木) ・新任町会長及び役員研修会について
・東京都地域の底力発展事業助成について
・加入促進の取り組みについて
- (2) 令和 元年 7月 9日(火) ・加入促進キャンペーンについて
- (3) 令和 元年10月 8日(火) ・八王子いちよう祭りにおける
加入促進キャンペーンについて

VI. 生活安全部

1. 防災関連組織との連携

(1) 防火防災協会との連携

協会副会長などの役員として運営に参画するとともに、町自連と協会との連携を図った。

(2) 自主防災団体連絡協議会との連携

協議会副会長、幹事などの役員として運営に参画するとともに、町自連と協議会との連携を図った。(役員会6回)

(3) 町自連研修会における連携

令和2年2月19日(水)に開催された町自連研修会・防災講演会において、協議会との連携により、協議会内での開催周知及び受付などの運営を行った。

2. 防犯関連組織との連携

八王子市内の3防犯協会(八王子・高尾・南大沢各防犯協会)の町自連の役員として連携し、地域での防犯活動に参加した。

振り込め詐欺など特殊詐欺発生状況を把握するとともに、年金支給日に銀行、スーパーなどで詐欺注意活動を行った。

また、広報紙「町自連だより」において、特殊詐欺への注意喚起を行うとともに、ホームページ「町自連」において、特殊詐欺への注意喚起を行った。

3. 交通安全関連組織との連携

八王子市内の3交通安全協会(八王子・高尾・南大沢各交通安全協会)の町自連の役員として連携し、地域での交通安全活動に参加した。

重大交通事故情報を把握するとともに、交通事故防止活動に参加した。

また、ホームページ「町自連」において、全国交通安全運動の周知を行った。

4. 各連携組織への協力

消防団員、交通指導員への新規加入の取組みへの協力を行った。

5. 台風19号について

令和元年10月、市内において甚大な被害をもたらした台風19号への対応について、全地区連合会にアンケート調査を実施し、結果を今後の本会に活動の参考とするとともに、行政へ集計結果を送付し、今後の災害対策への組み込みを強く要望した。

6. 生活安全部会の開催

- (1) 令和 元年 6月11日(火) ・生活安全部の役割について
- (2) 令和 元年11月12日(火) ・事業進捗状況について
・台風19号について

【別紙 会議資料】

1. 三役会

定例三役会 ⇒ 毎月第2火曜日の11:00から開催

2. 常任理事会

定例常任理事会 ⇒ 毎月第2火曜日の13:30から開催

平成31年4月9日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「第20回八王子古本まつり」のお知らせ・・・はちおうじ古本まつり実行委員会
- (2) 「第35回福祉まつり」のお知らせ・・・八王子市社会福祉協議会市民力支援課
- (3) 外来生物(アライグマ、ハクビシン)の対策について・・・環境部環境保全課
- (4) 平成31年度(2019年度)「市長と語る」について・・・総合経営部広聴課
- (5) 「くらしの便利帳」について・・・都市戦略部広報課
- (6) 「ごみ屋敷条例」制定の周知について・・・資源循環部ごみ減量対策課

2. 令和元年度八王子市町会関係の予算説明・・・市民活動推進部協働推進課

町会関連の条例の成立経過説明と御礼のあと、「平成31(令和元)年度 町会・自治会活動支援に係る主な予算」について説明

- (1) 町会自治会連合会補助金 (2) 町会等地区連合会交流事業補助金 (3) 町会・自治会設備整備支援事業補助金(補助金でなく市の執行の扱い) (4) 町会等事務交付金
- (5) 公衆街路灯設置事業補助金 (6) 公衆街路灯維持管理補助金 (7) 集会施設整備補助金
- (8) 町会・自治会活動支援事務費 (9) 掲示板設置補助金(新規)

《質問》街路灯のLED化が終了した町会の掲示板の優先的補助は⇒出来る限りの対応をしたい

3. 令和元年・2年度地区連合会長名簿作成の件

10 地区連合会長が交代 該当の連合会は新会長の個人情報の提出をお願いしたい

東部、東南部、中央部、西部第二、西部第三、中央、由木、横山北、由井、北野

4. 定期総会の件

- (1) 役員候補選考の件・・・①尾寄役員選考委員長②秋間会長

① 選考委員会報告 3/12 選考委員会開催、監事候補1名の追加提案、承認

② 会長候補報告 副会長候補及び会計候補の提案、承認

秋間会長候補より副会長・会計の候補者提案経緯説明

- (2) 平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画(案)の承認の件・・・富貴澤事務局次長

3/12 常任理事会の質疑、3/25までの意見集約により、追加、削除、修正を行った

新元号発表を受け、平成31年度から令和元年度への一括変更を行った

総括、各専門部について変更点の詳細説明、一部修正依頼等あり、4月中旬までに連絡

- (3) 平成30年度決算報告及び令和元年度予算(案)承認の件・・・前野事務局長

・平成30年度決算報告

収入の部 事務所移転に伴う補助金、広告料の増

支出の部 事務所移転による費用が大きく増加した他、事務費・広報費(町自連だより配送料増)、全自連東京大会参加による増加、事務職員退職減など説明

・監査報告・・・山崎監事

4/2(火)、秋間会長・会計2名・事務局立会いのもと監事2名にて、監査を実施、
監査の結果、関係帳簿、通帳、現金、伝票すべて適正に処理されていると認定、報告
・令和元年度予算(案)

収入の部 市補助金減(事務局増員による増、設備備品皆減による減、30年度事務所移
転分の減)、広告料の増加ほか細目説明

支出の部 事務局員増員・臨時職員常勤化ほかによる増、設備備品皆減による減ほか
細目説明、カットできるものはカットした

《質問》全国大会の交通費の計上は ⇒ 例年は都町連に計上、昨年度は役員交通費に計上

《質問》役員研修の参加費の計上は ⇒ 収入は特別会費、支出は研修費に計上

《意見》繰越金が毎年度減少、支出のカットや広告料収入の増加も難しい状況が窺え、
来年度は連合会の財政基盤をどうするか検討する必要があるのでは⇒30年度は
全自連の参加者増加の影響が大きい、令和元年度の経費の一層のカットも厳しい、
広告料の増加を見込む中レギュラー広告が見込める先の紹介をお願いしたい

《質問》一般広告(地区連合会)とレギュラー広告の比率は ⇒ レギュラー41万、準レギュラ
ー10万、一般広告で50~60万をお願いしたい

《質問》広報費が30年度増、今年度さらに増加の理由は⇒配送料の増加、30年度2回分
から今年度は4回分、10月以降消費税引上げ、三役会でも広報費の見直し(競争
入札)など意見が出て、今後臨時役員会等で町自連だよりのあり方を検討して
いきたい)

※事業報告から予算(案)までの議案、承認

(4) 規程の一部改定の報告・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

事務局員の通勤用自動車駐車細則、事務局員の通勤交通費細則、地区連合会規程の改正

(5) 総会の案内について・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

平成31(令和元)年5月26日(日) 八王子エルシィ 総会16:00~ 懇親会18:00~
各町会長宛て別途文書配付、町会配付枚数を確認してください

総会出席の有無及び委任状は、5/12(日)までに地区連合会長にて集約をお願いします

事務局には5/14(火)までに提出、懇親会の出席取消しは5/20(月)まで、以後の取り消しに
ついては会費の負担をお願いします、必ず地区連合会長が集約してください

(6) 平成30年度末退任町会長名簿作成の件(在任期間4年以上)・・富貴澤事務局次長

退任町会長について通算を含み、在任期間4年以上感謝状贈呈のため名簿の提出を5/7(火)
までに事務局必着をお願いします

《要望》在任期間4年未満でも対象にならないか ⇒ 連合会長名で感謝状贈呈のケース複数
あり、同様の対応をお願いしたい、今後の検討事項とする

5. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」成立、7月シンポジウム
設備整備備品提供事業について 補助金でなく市の予算執行に変更(取り纏めは町自連)

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

第42号 西部第三地区特集(4/15発行)、協賛広告の内容の説明

第43号 由木地区特集(7/15発行) 連合会長交替による引継を遺漏なく行う
各地区連合会長の協力の下、レギュラー広告の拡充を図っていきたい

- (3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長
特になし
- (4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長
新任町会長及び役員研修会(6/15)の詳細を本日部会で検討
- (5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長
特になし

6. 出向者報告

- (1) 平成 30 年度第 1 回認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・・田中事務局次長
平成 31 年 3 月 19 日(火)
- (2) 八王子市交通安全対策協議会・・・・・・・・・・内田常任理事
総会(5/26)において会長の交替が行われる予定

7. 地区連合会報告

- (1) 内田加住地区連合会長
滝山城跡桜まつり 4/6(土)実施報告とお礼
- (2) 筋野西部第二地区連合会長
3/14(木)千人同心にゆかりのある日光市に研修旅行(千人町一丁目、二丁目、
三・四丁目各町会、千人同心ゆかりの団体総勢 41 名)

8. その他

- (1) 天皇・皇后両陛下の御陵参拝(4 月 23 日)の件・・・・・・・・生永横山北地区連合会長
国道 16 号、20 号を通過して公式参拝の予定、国旗小旗を配布して歓迎したい
詳細が公表され次第各地区連合会長に連絡、各町会等への周知徹底をお願いしたい
- (2) 都町連常任理事会報告 今月が 10 日、次回 2 回分を報告
- (3) まちむら 145 号の配布 ご活用ください
- (4) 「地域の課題解決入門講座」のチラシの配布(町会数分) 各町会等に配布してください
- (5) 東京五輪音頭 2020 の DVD の配布(各連合会 4 本) ご活用ください
- (6) 町会の世帯数の取り扱いについて 6/1 時点の市への報告数字で統一してください
(自治会活動保険、町自連会費請求等で使用)
- (7) 親切会の推薦 6 月、各地区連合会 1 件以上の推薦をお願いします
- (8) 八王子地域合同学園祭「学生天国」(5/12 開催)今年は隣接の地区連合会に個々にあたり
ます

令和元年 5 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「八王子まつり」協賛広告依頼・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会
- (2) ふれあい財団サポート会員募集の件・・・・・・・・(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団
- (3) 「耐震お助け隊」の件・・・・・・・・・・・・・・・・八王子商工会議所
- (4) 「家庭教育啓発リーフレット」回覧依頼の件・・・・・・・・生涯学習政策課
- (5) 「八王子けんこう体操」のお知らせ・・・・・・・・南大沢保健健康福祉センター
- (6) 「2019 八王子環境フェスティバル」の件・・・・・・・・環境政策課

2. 「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」に関するシンポジウム開催の件
・・・・・・・・・・・・・・・・市民活動推進部協働推進課、富貴澤事務局次長

条例を作っておしまいではなく、いかに知らせ理解して貰い、行動に移して貰うかが重要
6月1日市広報特集で告知予定、記事内容に町会等にご協力頂いている

シンポジウム 日時・会場 7/7(日)14時～16時 いちようホール 大ホール

目的：条例の内容を町会・自治会の皆様に知って頂く、町会等に加入していない方にも来て頂く、町会等の活動の取組事例を他の町会等でも取組んで頂きたい

内容：パネルディスカッション、条例の説明、加入促進活動の取り組み事例の紹介

条例の制定を町自連が働きかけた経緯もあり、市主催だが町自連も最大限の協力をしたい、町自連研修会と同等の参加を、6/21迄に地区連合会単位で参加者名簿提出

《質問》当日の町自連としての手伝いは⇒今後市と協議、何らかの手伝いが必要となる予定

3. 令和元年～2年度地区連合会長名簿作成の件・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

(1) 役員名簿 三役4月常任理事会で確認・内定し掲載、常任理事 個人情報集約中

(2) 専門部運営組織の人員配置 地区連合会長の10地区交代により各部長等の配置見直し
退任地区連合会長は当該新任地区連合会長の専門部配置を必ず引継してください

※関連して出向人事についても見直し中、新三役には相応の負担をお願いしたい

4. 定期総会について・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

(1) 第17回定期総会 5/26(日) 八王子エルシイ 3階 16:00～17:30(予定)

事務局・総務部 14:30、地区連合会長 15:00 集合 司会、議長、マイクは総務部が対応

事業報告：現行部長、事業計画：新部長が担当、役員席(改選後で入替あり)説明

(2) 懇親会 18:00～20:00 総会の速やかな進行に協力を

(3) 平成30年度末退任町会長感謝状受賞者名簿(在任4年以上) 対象者24名

5. 令和元年度地域の底力発展事業助成申請の件・・・・成瀬組織部長、富貴澤事務局次長

事業計画：加入促進キャンペーン

のぼり旗、ポスター、チラシ等の作製。町会自治会等における掲出等、不動産業界との連携、八王子いちよう祭りの特設ブース等での掲出・配布、東京オリンピック関連の展示コーナー設置による気運醸成 事業期間は、5/14(火)～12/10(火)

物品購入等変更点

のぼり旗用ポール(3年ぶり)750本、各町会等2本程度配布、ポケットティッシュ、手提げ袋各5000(クリアファイル替り) いちよう祭り等で配布、横断幕40枚 公共施設等掲示、

ポスター3000枚、チラシ25000枚 納品は9月末頃

《質問》ポールは増やせるか？⇒事務局手持ち分別途対応

6. 新任会長及び役員研修会の件・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長、富貴澤事務局次長

6/15(土) 14:00～16:30 八王子市役所 801・802 会議室

「新任」に拘らず参加可能、積極的な勧誘をお願いしたい

研修内容は、町会自治会運営等について、町会活動に関連する主な行政窓口について今年度は従来同様、町会等毎の申込み受付(6/7締切) (地区連合会長経由でも可)

来年度より参加申込みは地区毎に纏め。地区連合会長が把握出来る方向とする。

組織部・事務局 11:00、地区連合会長 13:00 集合、退任地区連合会長は、当該新任地区連合会長に必ず引継してください

ハンドブックは町自連で用意、終了後回収、書き込み禁止

7. 令和元年度地区交流事業申請受付について・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

(1) 交付申請

今年度申請できる団体は昨年度に予定届を提出した団体に限定
事業実施時期毎に締切等あるが事前申請は可能

(2) 来年度「予定届」の受付(締切 8/8)

※元八地区

事業実施 6/15,16(北條関連で葦山視察、申請書類提出済)本日常任理事会で承認
申請の実績のない地区連合会は是非活用して頂きたい

8. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長

① 設備備品整備事業の件

今年度から事業実施が八王子市に変更、市で申請・要綱作成等一からやり直し、
今暫く時間が掛かる。6月末迄の納品申入れで市と調整中

② 自治会活動賠償責任保険の件

平成 30 年度 228 団体(354 団体中)加入明細添付、5 月下旬保険会社(代理店)より、
各町会宛案内(加入団体は更新、未加入団体は新規申込)、6/19 締切、加入申込と
保険料入金で 7/1 保険契約成立、途中加入も可能(月割り)、団体契約 20%引き
事務手数料 5%(30 年度実績 487 千円)、一般財源確保に貢献、加入検討を願います

③ 町会自治会活動活性化条例制定の記事、4/17 日経新聞掲載

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

① 第 42 号 西部第三地区特集(4/15 発行)

② 第 43 号 由木地区特集(7/15 発行) 地区連合会長交替、本日この後広報部会開催
年間広告の確保 42 号掲載先の紹介、きぬた歯科へ広告協賛交渉予定他

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

役員研修会・新年懇親会・町自連研修会の事業が年度の後半に集中しており、
新体制確定次第早急に事業計画を進める必要あり

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

新任会長及び役員研修会の件、加入促進キャンペーンの件とも 4 及び 5 で説明済

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長

特になし

9. 都町連報告

(1) 都町連 4 月度常任理事会 4 月 10 日(水)

① 東京防災学習セミナー 利用しやすいようコースを新設。6 月都公報掲載

② 都町連定期総会 6/20(木) 京王プラザ新宿にて

③ 全自連宮崎大会 10/30(水)、31(木) 宮崎市にて開催

(2) 都町連 5 月度常任理事会 5 月 8 日(水)

① 2020 年国勢調査にむけ、インターネット普及と調査員の負担軽減策を講じる予定

② 都町連定期総会上程議案の説明

③ その他、八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例説明

10. 出向者報告

(1) 第 2 回八王子市市民参加推進審議会・・・・・・・・田中事務局次長

平成 31 年 4 月 23 日(火) クリエイトホールにて

諮問事項「若い世代の市民参加の推進について」

ツイッター、Facebook などによる発信も必要では？市の情報発信に対する取り組みに問題があるのでは？若い世代をどう取り込むかについて次回で論議する。

11. 地区連合会報告

(1) 浅井鑓水尾根地区連合会長

ベルテラッセ南大沢管理組合(4年前加入)が3月末で脱会。今後の運営でも課題あり。

(2) 山田東北部地区連合会長

現在14団体が加入、地域で5団体が未加入、未加入の経緯等詳細には分からず、加入を勧めていいかどうか？

避難所開設といった災害対策を目的に誘いかけることも方法、加入を進めていきたい。

12. その他

(1) 今上天皇・皇后両陛下の御陵参拝11月に予定される 詳細が分かり次第お知らせ

(2) 市長と三役との懇談会 7/17(水) 15:00～地域づくり(公共施設・中学校区の再編)をテーマとする方向で5月中に課題を纏め、6月の常任理事会で報告予定

(3) 町会長名簿6月に新名簿 現名簿と交換・配布、新名簿の世帯数に基づき町自連会費請求・自治会活動賠償責任保険の名簿提出省略

(4) 「くらしの便利帳」町会自治会数を確保し配布

(5) 東京2020オリンピックパラリンピック大会

①7/21 自転車リハーサル大会 南大沢(由木地区)で実施される。

②アメリカクライミングチームの事前キャンプ受入決定

(6) みんなのまちの清掃デー5/26(日)。

(7) 全国交通安全運動 5/11(土)～20(月)

令和元年6月11日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 「八王子まつり」ポスター等配布及び協賛広告代集金の件・・・八王子まつり実行委員会

(2) 「八王子花火大会」の件・・・・・・・・・・(公社)八王子観光コンベンション協会

(3) 「省エネチャレンジ2019」について・・・・・・・・地球温暖化防止活動推進センター

(4) 「八王子市社会福祉協議会」会員募集の協力依頼・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会

(5) 2020オリンピック・パラリンピックの件・・・オリンピック・パラリンピック推進室

(6) 「ごみ処理基本計画」の件・・・・・・・・・・ごみ減量対策課

(7) 「空き家問題」について・・・・・・・・・・住宅政策課

(8) 「沿道集落地区」の魅力再生事業の件・・・・・・・・・・土地利用計画課

(9) 「避難勧告ガイドライン」について・・・・・・・・・・防災課

(10) 地域づくり事業・小学校の自由通学制度の見直しについて

・・・・・・・・都市戦略部地域づくり担当・教育支援課

(11) 街路灯のLED化問題及び「広報はちおうじ」町会・自治会特集号について

・・・・・・・・協働推進課

① 公衆街路灯のLED化推進に向けた対応について

② 「広報はちおうじ」町会・自治会特集号について

2. 令和元年度新体制について・・・・・・・・前野事務局長、富貴澤事務局次長

(1) 令和元年度町自連役員名簿 今年度10地区交替、紹介

- (2) 八王子市町会自治会連合会役員名簿(部外秘) 個人情報を含むので取扱いに注意
- (3) 令和元年度町自連専門部の運営組織及び人員配置
 - ※各委員会等の出向人事は現在調整中、確定次第文書にてお示ししたい
- (4) ①令和元年度町自連年間計画表説明
 - ②令和元年度町自連年間計画・事業スケジュール説明
 - ③令和元年度常任理事会等開催日程、専門部開催日程説明
- 3. 市長と三役会との懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・西田事務局員
 - 7/17(水) 15:00 ～ 16:00 市役所 701 会議室
 - 議題 地域づくり推進事業(公共施設の再編)について、今までの経緯、提案内容について説明
 - 小室副会長より改めて意見は事務局に提出(6/18 締切)願いたい旨申出あり
- 4. 令和元年度地区交流事業申請結果について・・・・・・・・・・・・・・・・西田事務局員
 - 7～8 月実施予定 3 団体より申請書受付、例年行っている事業で書類内容も適正であるため
 - 交付決定としたい(南大沢連絡協議会：今年度から)
 - 加住地区実施予定時期 9 月⇒10 月に変更、横山北地区 11 月、前倒しの提出は可能
 - 来年度の予告申請は 8/8 締切
- 5. 専門部報告関係
 - (1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長、西田事務局員
 - ① 定期総会 定期総会議事録及び懇親会収支決算書に基づいて説明
 - ② 自治会活動賠償責任保険
 - 5 月 23 日に保険代理店より各町会宛案内(加入団体及び未加入団体 354 団体全て)、6/10
 - 現在 120 団体申込(新規含む)、昨年申込 228 団体は全てフォロー
 - 締切 6/19 正午、加入申込票の提出と保険料の納付が条件
 - ③ 備品整備事業 令和元年度分より町自連から八王子市に事業移管し 3 月に補助金確定、市の要綱・予算編成後 6/3 に 27 団体に通知(申請書及び施設利用承諾書の差換え分も同封)発送、7 月までに納品、令和 2 年度分は 8 月に東京都が募集開始、通知から市の取り纏めまでタイトなスケジュールになるため応募団体は準備を進めて貰いたい、要望については決定ではないことに留意(抽選により選考されたあと東京都の補助金決定で確定)
 - ④ 掲示板設置助成 4/26 付で「掲示板設置事業補助金」等の案内が全町会等に発送済み、1 団体あたり 4 万円、締切 8/30、250 団体(超えたときは抽選) 掲示板の材質などについて情報提供、情報共有。
 - (2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長、富貴澤事務局次長
 - ① 町自連だより
 - 第 43 号 由木地区特集(7/15 発行)
 - 第 44 号 北野地区特集(10/15 発行) に変更。鎌水尾根は、町自連記事の枠にて対応予定。
 - ② 町自連ホームページ操作説明研修会の開催 7 月 24 日、25 日各 10 時、14 時開始計 4 回
 地区連の広報担当者の報告を依頼
 - (3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・荒井事業部長
 - 11 月役員研修会、1 月新年懇親会、2 月町自連研修会を担当、本日常任理事会のあと部会開催しテーマ等検討していきたい
 - (4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・佐戸組織部長、富貴澤事務局次長

- ① 新任会長及び役員研修会(6/15) 進行表に基づき時刻、役割を確認、参加申込状況説明
- ② 加入促進キャンペーン 地域の底力発展事業助成を東京都に申請済み、7月上旬交付決定の予定、事業開始 10月上旬
- (5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄生活安全部長
本日常任理事会のあと部会開催し事業計画の具体案を検討する
- 6. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・西田事務局員
都町連 6 月度常任理事会 6 月 5 日(水) 詳細理事会報告、概要を説明
- 7. 出向者報告
 - (1) 八王子市地域公共交通活性化協議会・・・・・・・・・・・・・・・・前原会計
令和元年 5 月 24 日(金)
 - (2) 八王子市社会福祉審議会・・・・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長
令和元年 5 月 17 日(金)10 時～
 - (3) 地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会・・・・・・・・尾寄副会長
令和元年 5 月 31 日(金)10 時～
尾寄副会長が副座長、懇談会の目的：身近な中学校区を基本に地域における課題を共有しながら、市民と協働で検討を進め、地域づくりのための公共施設再編方針を策定するため
 - (4) 第 3 回八王子駅周辺交通円滑化対策検討懇談会・・・・・・・・山崎監事
令和元年 5 月 16 日(木)午前 10 時～
 - (5) 第 10 回八王子市中心市街地活性化協議会・・・・・・・・山崎監事
令和元年 5 月 16 日(木)午後 2 時～
 - (6) 八王子交通安全協会・・・・・・・・・・・・・・・・内田常任理事
菅原会長の会長続投の報告
- 8. 地区連合会報告
 - (1) 尾寄西部第一地区連合会長
今年度初めて地区の総会を開催、規約制定、連合会の会合を 2 か月に 1 回程度開催し、町自連常任理事会の報告を行う
 - (2) 秋間元横地区連合会長
6/8 第一小学校と共催で防災訓練を実施、約 200 名の参加
 - (3) 荻島東部地区連合会長
6/3 第四小学校で 10 町会による防災訓練を実施、約 450 名の参加、都底力助成利用
- 9. その他
 - (1) 次回 7/9 常任理事会において令和元年度の町会・自治会長名簿を配布予定
前年度の名簿は回収、連合会長交代の地区は前任の会長に確認し必ず持参ください
 - (2) 次回 7/9 常任理事会において町自連の会費請求
町会・自治会長名簿の世帯数に基づき、町自連会費を請求させていただく
 - (3) 「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」に関するシンポジウム
7/7(日)14:00～、前回の常任理事会で参加協力依頼 6/21(金)締切
 - (4) 役員交代に伴う歓送迎会 7 月に開催予定(旧役員にもお知らせをお願いしたい)

令和元年 7 月 9 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 八王子市内の犯罪状況について・・・・・・・・・・八王子警察署生活安全課
- (2) 消費税の軽減税率について・・・・・・・・・・八王子税務署
- (3) 「体験学習フェア八王子 2019 in 高尾山」の件・・(公社)八王子観光コンベンション協会
- (4) 「みんなの川(町)の清掃デー」の件・・・・・・・・・・美しい八王子をつくる会
- (5) 「小学校の自由通学制の見直し」について・・・・・・・・地域づくり担当課・教育支援課
- (6) 「無料不動産相談会」について・・・・・・・・

東京都宅地建物取引業協会八王子支部（町自連事務局対応）
全日本不動産協会東京都本部多摩南支部（町自連事務局対応）

2. 「地区連合会総会資料」提出のお願い・・・・・・・・・・前野事務局長
地区連合会の活動把握のため、毎年地区連の総会資料の提出を依頼、既に6か所提出あり
3. 令和元年度 町会・自治会長名簿貸与の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
令和元年度町会・自治会長名簿(6/1 現在)貸与(発行までの変更差込みあり)
平成30年度名簿は、出来るだけ早いうちに返却のこと
4. 令和元年度 町自連会費請求の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
令和元年度町会長名簿を基に、事務交付金請求世帯数×20円で会費請求
地区連合会宛てに個別請求明細・郵便局の振込用紙を封筒で配付
354団体、119,580世帯(前年度355団体、120,923世帯)に減少。
条例が制定されたこともあり、未加入の町会等の加入促進をお願いしたい。
町会毎の領収書発行も可能、郵便局の振込手数料が昨年10月値上げになっており、
町自連の会費確保のため、出来れば現金納入をお願いしたい。
5. 令和元年度 地区交流事業申請結果について・・・・・・・・・・西田事務局員
9～10月実施分の申請6/28締切7地区、内容確認、要綱合致確認、承認をお願いしたい
(異議なし)
11～3月実施予定分の申請9/27締切、10/8常任理事会で審議予定
令和2年度分の申請予定届受付中、8/8締切、本日現在10地区提出済み
元八地区連合会、6/16伊豆の国市訪問、伊豆日日新聞(6/17)掲載の事例紹介
野崎常任理事から、具体的な内容の紹介あり
6. 専門部報告関係
 - (1) 総務部・・・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長
 - ① 市長と三役との懇親会(7/17(水) 15:00～16:00 701会議室)
市長と三役との懇談会について、これまでの経緯・実績(条例制定への要望、掲示板補助金)の説明
本年議題:「地域づくり推進事業」(公共施設の再編)について、八王子市補助金について
 - ② 自治会活動賠償責任保険
5月下旬～6/19申込受付 町自連団体加入20%割引 補償範囲も広め
233団体(前年比14団体増、うち前年途中加入9団体、新規5団体)、保険料9百万超
事務手数料49万 自主財源の確保に繋がる
 - ③ 備品整備 令和元年度 入札確定(落札額390万、60万予算余…補欠救済の方向あり)
令和2年度 募集(東京都)8月末 応募予定団体(新規及び5年経過)準備進めて欲しい
要望書を出す段階、抽選による選考であって交付決定でないことに注意
 - ④ 新旧役員歓送迎会 本日開催 18:30～ 八王子ホテルニューグランド 出席27名

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長、富貴澤事務局次長

① 町自連だより 第 43 号(由木地区特集、7/15 号) 7/16 以降に発送予定

広告協賛：レギュラー10社,47万、地区19社,69万 (制作経費134万かかる)

広告協賛額により、町自連負担が軽減されるので、広告協賛の確保に協力を

第44号(北野地区特集、10/15号)、鏈水尾根地区も含める方向

広告協賛：レギュラー10社,47万、準レギュラー2社,10万、病院関連(単発)20万

レギュラー広告：きぬた歯科交渉、その他も各地区で挙げて貰って交渉していく

② HP 操作研修会 7月24日(水),25日(木) 10:00~12:00,14:00~16:00 受付中

③ 地区広報担当者 前地区連合会会長担当も有り、変更必要、会長以外が望ましい

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・荒井事業部長

① 役員研修会

11月26日(火)~27日(水) 新潟市(地域づくり 先進事例)26日午後新潟市を訪問し、意見交換することで進めている

② 新年懇親会

1月11日(土) 次回9月詳細連絡予定

③ 町自連研修会

2月19日(水) 防災講演会 テーマ(仮)「異常気象による八王子への影響」

講師候補 気象庁多摩地域防災対応支援チーム 防災調査官 他に研修テーマの候補があれば7月末までに出して欲しい

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・佐戸組織部長、富貴澤事務局次長、西田事務局員

① 新任町会長及び役員研修会 6月15日(土)開催 111団体,177名出席

アンケートの集計結果についても説明

② 加入促進キャンペーン(東京都地域の底力発展事業助成)

ポスター、チラシ、のぼり旗、ポール、横断幕、手提げ袋、ポケットティッシュの内容説明
本日の組織部会で決定の上、発注予定

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄生活安全部長

自主防災団体連絡協議会役員会 7月8日開催：役員会の前に気象庁の研修あり

八王子地域の降雨状況の説明もあったがやや淡々とした内容だった

2月19日の町自連研修を事業部・事務局とともに検討していくが、一般の人にも分かりやすく、八王子に即した内容に調整していきたい

今後は部員間で今年度の事業展開について情報交換しながら計画を練り直したい

7. 都町連報告

(1) 都町連定期総会及び会長表彰

6月20日(木)議案全て承認 秋間会長が副会長で留任

都町連会長表彰 八王子5名

(生永・上田前副会長、石井副会長、大澤前常任理事、菅原元町会長)

(2) 東京都地域活動に関する検討会(第1回)7月3日(水)報告

(3) 都町連常任理事会 7月3日(水)報告

8. 出向者報告

(1) 美しい八王子をつくる会・・・・・・・・・・・・・・・・小室副会長

今期より会長就任、6月19日(水)第1回開催 23連合会長が全員理事、年に数回の会議の

ため出席を願いたい

- (2) 地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会・・・・・・・・・・尾寄副会長
6月28日(金)第2回開催 地域づくり推進基本方針、八王子市の現状把握、意見交換
市側の考えと委員の思いがマッチしていない状況が続く 市側も所管によりズレ 次回
(7/24)に整理 懇談会の目標 公共施設の再編 or 地域づくり どちらが優先かはっきりして
いない 公共施設の6割を占める学校施設の統合・複合化等が主眼となっている感あり

9. 地区連合会報告

- (1) 内田加住地区連合会長
7月6日(土)防災訓練実施 梅雨時のため小規模屋内限定の訓練 (AED, ワークショップ
など) 評判良かった
- (2) 前原恩方地区連合会長
7月20日(土)恩方全体納涼盆踊り大会 (恩方音頭がある)
その後7~8月に町会単位(10ほど)
- (3) 荻島東部地区連合会長
6月28日(金)新旧町会長歓送迎会(10町会の内3町会が交替)

10. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

- (1) 「八王子まつり」パンフ印刷若干遅れ12日以降配布予定
実行委員会より、地区連合会長ほかにご案内
- (2) 夏まつり等の催しにおける消火器を備える H26.8 都町連資料配布
- (3) ペット散歩時の糞尿の苦情メール(HP)あり
保健所 生活衛生課 動物衛生担当で看板配付
- (4) 8月の常任理事会は休会 三役会のみ 8月6日(火)15:00開催で決定
- (5) 事務局夏季休業 8月13日(火)~8月15日(木) 土日祝を含み6連休(8/10~15)
- (6) 常任理事会の配布資料のページ振り 事務局で検討
※ 次第には会議で報告される事案を記載してほしい(書かれていないものがあり)との
要望あり

8月定例会は休会

令和元年9月10日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「第21回八王子古本まつり」について・・・・・・・・・・八王子古本まつり実行委員会
- (2) 八王子税務署の移転について・・・・・・・・・・八王子税務署
- (3) 「第70回全関東八王子夢街道駅伝競走大会」ボランティア依頼について・・スポーツ振興課
- (4) 立地適正化計画策定について・・・・・・・・・・地域づくり担当課・土地利用計画課
- (5) 街路灯のLED化について・・・・・・・・・・協働推進課

2. 市長と町自連三役会の懇談会の報告・・・・・・・・・・小室総務部長

令和元年7月17日(水)開催、懇談会は事務局作成の「要旨」に集約。市長から、公共施設の再編等においては、地域の課題は地域で解決するという考えのもと、懇談会を立ち上げ、市の基本的な方針の策定検討を始めたことや子供たちの教育環境向上には、適正規模化の推進と安全安心な施設整備による学校の再編が不可欠であるとの回答があった。

3. 令和元年度「個人別出向先リスト」について・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長
 8月20日現在「令和元年度 個人別出向状況」に基づき説明、一部変更有り、委員会の中止・選手基準の変更などから2地区で担当無(全常任理事担当除く)が出ている、更新に際してバランスを取るようにしたい、出向先の任期の関係で前常任理事等に継続依頼しているものもあり(今期限り)、表の網掛けは「審議会等」に該当(一人3つまでの制限有)。
4. 専門部報告関係
- (1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長
- ① 令和2年度備品整備受付
 令和2年度分の申請段階から市が直接ハンドリング(今年度途中で変更)、今年度8/29付で八王子市より設備支援事業について各町会・自治会等(5年以内の提供町会等は除く)に通知、提出期限9/11締切(厳守)
 今回より要望された内容で市が予算要望、市の予算内示後、予算額により抽選実施
- ② 掲示板設置助成制度申請状況
 協働推進課長から説明があったので省略
- (2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長、富貴澤事務局次長
- ① 町自連だより 第43号(由木地区特集、7/15号)125,000部発行済み
 由木事務所の協力により公共施設関係に900部別途配布、広告協賛：29件、116万円
 町自連だより 第44号(北野地区特集、10/15号)、鑓水尾根地区も含める
 広告協賛：北野地区31件103万円、鑓水尾根地区4件10万円、レギュラー10件47万円、準レギュラー3件30万円、計48件190万円。予算執行の負担軽減に繋がった。
- ② HP操作研修会 7/24 3地区4名、7/25 2地区3名、追加8/7 2地区2名、明日も再受講有、専任の地区広報担当者(連合会長以外)を決めて地区HPの更新・情報発信をお願いしたい、数字が古く問合せが来ているケースあり、最新の情報を掲載して頂きたい
 ≪質問≫HPバナー広告の状況：町自連だよりの協賛広告を優先している
- (3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・荒井事業部長
- ① 役員研修会 11月26～27日 新潟市(地域づくりの先進都市)、常任理事等全員が対象であり出来る限り大勢の参加をお願いしたい、新潟市は平成の大合併で港湾地区(漁村)と山間部が合併、それぞれの地域をどうしたらいいか考えていかないといけないため、日本の中で一番勉強し進んでいる自治体。八王子市も八王子ビジョン2022に記載された6地域の地域づくりをどうしたらいいか、様々な形で検討していく方向があり。その研修の場となる。本日の事業部会で最終決定、10月の常任理事会で詳細を示して、参加依頼
- ② 新年懇親会 1月11日(土) 詳細未定、固まり次第お示ししたい
- ③ 町自連研修会 2月19日(水) いちょうホール、毎年地区・町会ごとに世帯割で参加要請テーマは異常気象について、気象庁三多摩担当の小野沢氏に講師依頼、生活安全部と共同、自主防が協力(共同開催)。八王子の山間部と中心市街地、特に河川の異常事態が生じたときにどうしたらよいかを中心とする話を予定。11月までに講演可能なテーマが提案
- (4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・佐戸組織部長、富貴澤事務局次長
- ① 加入促進キャンペーン(東京都地域の底力発展事業助成)
 横断幕、のぼり旗の現物紹介、のぼり旗とポールは各町会2つずつ、横断幕は市内事務所・市民センターに掲示、ポスター(掲示板数)・チラシ(世帯割)も完成済み
 10/8の常任理事会で町会ごと、連合会単位でまとめて配布、町会等宛依頼文も配布

のぼり旗のポール 20 日搬入、9/24 以降資材の引き渡しが可能、10/8 以降取り組み開始
いちょう祭り 11 月 16,17 日に特設ブース、各関所+代官所で加入促進のキャンペーン
のぼり旗・ポスターの掲示、チラシの配布、関所運営の町会等に別途用意・10/8 配布

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄生活安全部長

① 自主防災団体連絡協議会 9 月 11 日役員会開催 町自連研修会がメインとした共同開催
とする議題をテーマとした会議を予定。

② 秋の全国交通安全運動 9 月 21～30 日

③ 全国地域安全運動 10 月 11～20 日 主催：警視庁・東京防犯協会連合会、各町会に案内

5. 都町連報告、全自連宮崎大会の件

(1)都町連報告 冒頭 Tokyo Tokyo FESTIVAL 関連の「うちわ」紹介・配布説明

報告資料に基づき、行政等からの依頼・連絡事項のうち赤い羽根共同募金運動について、
議事・報告事項のうち令和 2 年度東京都の施策及び予算に対する要望についてと東京都住
宅防火対策推進協議会の報告の説明

(2)全自連宮崎大会 10 月 30 日 式典、交歓会 31 日 視察研修

出席：秋間会長、小室副会長、石井副会長、富貴澤事務局次長 計 4 名

(町田市・安達会長同行)

6. 出向者報告

(1)令和元年度第一回 八王子市環境審議会・・・・・・・・・・・・・・・・荒井副会長

7 月 22 日(月)15:00～17:00 市本庁舎 資料に基づき説明

(2)令和元年度第一回 八王子市地球温暖化対策協議会・・・・・・・・・・・・・・・・荒井副会長

7 月 30 日(火)14:00～15:30 クールセンター八王子会議室 資料に基づき説明

(3)令和元年度第一回 八王子まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会・・・・・・荒井副会長

8 月 8 日(木)19:00～20:15 市本庁舎 501 会議室 資料に基づき説明

(4)第三期第 1 回 八王子市動物愛護推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・尾川常任理事

7 月 24 日(水)14:00～16:00 八王子市保健所 資料に基づき説明

(5)令和元年度第 1 回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会・・・・・・田中事務局次長

7 月 19 日(金)15:00～17:00 市職員会館 資料に基づき説明

(6)令和元年度第 2 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・・・・・・・・・・田中事務局次長

8 月 2 日(金)10:00～ 市本庁舎 702 会議室 資料に基づき説明

(7)八王子交通安全協会 交通安全市民のつどい・・・・・・・・・・・・・・・・内田常任理事

9 月 7 日(土) ユーロードパレード、講演(いちょうホール)

7. 地区連合会報告

(1) 前原恩方地区連合会長

恩方地区市民大運動会 10/13(日)9:00～15:30 恩方中学校グラウンド (1500 名参加予定)

(2) 佐戸浅川地区連合会長

浅川地区市民運動会 10 月 13 日(日)8:30～ 浅川小学校校庭 (町会対抗が特色)

(3) 野崎元八王子地区連合会長

第 8 回北條氏照まつり(元八王子地区) 10 月 27 日(日)10:00～16:00

会場：元八王子小学校、中学校 パレード：高尾街道

(4) 田中由木地区連合会長

①第 50 回由木地区運動会 10 月 20 日(日)9:00～ 由木中央小学校

②大栗川キャンドルリバー 10月12日(土)13:00~20:00 大栗川公園ほか

(5) 平塚横山北地区連合会長

①葬儀秋間会長参列、生花御礼(長房南アパート5号棟自治会手塚会長 8/31 逝去)

②組織拡大 都営長房西団地連合自治会が包括する27号棟に自治会発足、9/1現在32世帯入居(最終80世帯) (長房西団地貼合自治会と長房西アパート連合自治会がある)

③長房地区街づくりプロジェクト発足: 都営長房団地跡地

参加事業者: 筆頭はスーパーアルプス、他にカインズホーム、ドラッグストア、医療施設、訪問介護施設ほか各種施設が集まる。(650台駐車場整備予定)

令和元年10月工事着工、令和3年3月開業

8. その他 なし

9. 事務局から連絡事項 (4)以外: 富貴澤事務局次長、(4)西田事務局員

(1) 平成30年度町会自治会長名簿の返却 何地区か未返却、速やかな返却をお願いしたい

(2) 町自連会費の納入状況 8月末までに全て完納(239万円)、振込手数料の支払いは1430円で、昨年4千円より少なくすんだ。

(3) 自治会活動賠償責任保険 事故記録・保険金支払い状況(資料)の説明

12件1,207千円(金額未確定あり)、「脚立が倒れて負傷」1件で885千円の支払い

今年度233団体+8月1団体加入、20日締め・翌月1日発効、切替の場合は事前連絡を

(4) 地区交流事業助成の進行状況

令和2年度19件1,900千円、市へ予算要求

令和元年度10月~3月実施予定分 今月末締切

平成25~30年度分の実績 今後計画を立てる時の参考にして頂きたい

(5) 市賀詞交歓会 令和2年1月6日18時~京王プラザH八王子 連合会長全員に案内、日程の確保を

令和元年10月8日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 「無料・低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

.生活福祉総務課

(2) 明るい選挙推進協議会推進委員の推薦等について選挙管理委員会事務局

(3) 「市民フォーラム・未来を語る」について広聴課

(4) 中核市移行5年記念「シンポジウム」について都市戦略課・地域づくり担当

(5) 「町会自治会活動支援条例」周知の件協働推進課

(6) 「八王子市歴史文化基本構想」の素案について文化財課(事務局対応)

2. 地域づくり推進事業について小室総務部長

地域づくり推進事業について今までの経過を踏まえ、公共施設再編基本方針の策定がなされず、地域づくり推進事業との位置づけも不明確など危惧する点があるほか、推進組織である「地域づくり担当」の体制が脆弱で、全庁を統括する組織・体制の整備が急務であるとする要望を市に行うこととしたい。⇒(承認)

今後このテーマは「地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会」の委員である尾寄副会長に担当して貰いたい。

3. 公衆街路灯のLED化について小室総務部長

公衆街路灯の LED 化に関し、3 回の三役の勉強会后、9 月の常任理事会での市からの説明を経て、今後の維持管理上、無償で市が引き取り管理することに各町会自治会から意見が寄せられていることや、町会自治会として所有する公衆街路灯の取り扱いで、先行し LED 化した既存公衆街路灯の補償など、経費面での善処を要望することとしたい。⇒(承認)

4. 掲示板設置補助について・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

町自連では、平成 30 年 6 月 12 日付要望書により「掲示板設置への助成制度」の新設を要望、令和元年度より「掲示板設置事業補助金」が新設されたが、1 団体 4 万円を上限とされ、多くの町会等で申請を控えたものとする。 (予算額 1 千万円に対し、8 月末で申請 61 件) 一律の上限額での問題のほか、今回は対象外となった、材料支給による掲示板作成も地域の人材の活用の面から必要と考える。集会施設改修補助金同様な新設、改修など取り扱いや設備整備支援補助金同様な一定限度内上限額などによる検討を要望するもの。⇒(承認)

5. 役員研修会について・・・・・・・・・・・・・・・・荒井事業部長、富貴澤事務局次長

11 月 26 日(火)～27 日(水)実施、研修先は新潟市。

地域づくりの先進市である新潟市を訪問し、八王子市の地域づくりに町自連として意見を出せるようにしたい。研修の行程、会費(自己負担)：19,000 円、申込締切：11 月 12 日(火)等の説明。各地区 1 名以上の参加をお願いしたい

6. 加入促進キャンペーンについて・・・・・・・・・・・・・・・・佐戸組織部長、富貴澤事務局次長

今年も東京都地域の底力発展事業助成により加入促進キャンペーン(5/14～12/10)を行う

(1) 加入促進活動

- ①加盟町会・自治会におけるポスター(11/17迄)、のぼり旗の掲出、チラシの配布
- ②公共施設における横断幕の掲出
- ③連携協定団体の不動産業界へのポスター、チラシ配布による加入促進活動

(2) 地域イベントにおける加入促進活動

- ①八王子いちょう祭り(11/16-17 開催)の特設ブース及びスタンプラリー会場(町会運営)でポスター、のぼり旗の掲出、チラシの配布
- ②特設ブースにおいてオリンピック関連の展示コーナーを設けての気運醸成活動
キャンペーン実施に伴う報告：「ポスター」「のぼり旗」の掲出及び「チラシ」の配布の写真データ、加入促進活動の実績の記載(新規加入世帯数、退会引留め事例など)
(報告様式はメール送付、期限 11 月末)

《要望》市民センター分の横断幕は各センターまつりの前に掲出されるように依頼

7. 令和元年度地区交流事業申請結果について・・・・・・・・・・・・・・・・西田事務局員

今年度第 3 回(最終)申請：8 団体が提出、書類審査し適正、本日の常任理事会の承認により交付決定通知する。今回の申請をもって今年度 19 団体全て終了、事業実施前でも「口座振替申請書」提出により振込可能。来年度分として 19 団体/190 万円で市へ予算要求した。

8. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長

① 令和 2 年度備品整備

令和 2 年度分より市に移管、要綱に基づいて要望団体取りまとめ、8/29～9/11 締切で申請 44 団体(加盟 34 団体、未加盟 10 団体)、要望額 9,423,909 円、上限額を 20 万円としたのちの採択額 6,805,843 円。市は 250 万円の宝くじ助成申請、残りは市の令和 2 年度の予算要求、予算の内示が出た段階で減額なら抽選

- (2) 広報部 石井広報部長、富貴澤事務局次長
- ① 町自連だより 第 44 号(北野地区特集、10/15 号)10/16 発行予定
 広告協賛：186 万(一部キャンセルあり、前回報告より 4 万減少)で確定
 町自連だより 第 45 号(由井地区特集、1/15 号)本日常任理事会終了後広報部会開催
 年末年始休暇のため、1 ヶ月前倒しで準備、今年中に終了の予定
- ② 単位町会 HP 掲示板 9/26 浅川地区の単位町会の HP に不適切な書込みあり。(個人を誹謗
 中傷する記事)、削除済、掲示板は不特定多数の投稿が可能で十分な取扱・注意が必要
- (3) 事業部 荒井事業部長
- ① 新年懇親会 1 月 11 日(土) 18 時～、八王子エルシィ 申込は地区連合会毎に取りまとめ
 (12/18 迄) 事務局へ 12/24 迄に提出、キャンセル 12/27 迄、会費 8 千円(次回案内を用意)
- ② 町自連研修会 2 月 19 日(水) 防災講演会 いちょうホール
 気象庁の講師から講演可能なテーマの提出(11 月)を待っている、各地区に人数割当
- (4) 組織部 佐戸組織部長
 加入促進キャンペーン以外はなし
- (5) 生活安全部 尾寄生活安全部長、前野事務局長
- ① 自主防災団体連絡協議会役員会 9 月 11 日(水) 開催 各種研修の担当役員割当て
- ② 町自連研修会協賛(昨年度同様)昨年度は簡易トイレの配布が好評
- ③ 八王子市総合防災訓練 10 月 20 日(日) 石川中学校

9. 都町連報告

常任理事会 10 月 2 日(水)開催、資料に基づき、要配慮者の被害低減に向けた「住まいの防火
 防災診断」の推進についての説明、全自連宮崎県宮崎大会への町自連秋間会長以下 4 名参加
 の件及び町自治連の取り組みとして、本連合会加入促進キャンペーンの実施内容を紹介した。

10. 出向者報告

- (1) 令和元年度第 1 回 認知症高齢者ネットワーク会議 田中事務局次長
 9 月 10 日(火)19:30～21:00 学園都市センター第 5 セミナ-室 資料に基づき説明
- (2) 八王子市民生委員推薦会 木住野前監事(富貴澤事務局次長説明)
 第 1 回(4/11)～第 6 回(10/2)、453 名の定数に対し、444 名の民生委員・児童委員選任
- (3) 八王子市保健福祉センター運営協議会 木住野前監事(富貴澤事務局次長説明)
 第 1 回推薦会(7/18) 新委員の紹介、前年度実績・今年度目標他

11. 地区連合会報告

- (1) 石井横山南地区連合会長
 横山市民センターまつり & 福祉のつどい 10 月 19 日(土)～20 日(日)
- (2) 佐戸浅川地区連合会長
 浅川地区市民大運動会 10 月 13 日(日) 8:30～ 浅川小学校校庭 (順延 10/14)
- (3) 田中由木地区連合会長
 由木地区運動会 10 月 20 日(日)9:00～ 由木中央小学校
- (4) 荻島東部地区連合会長
- ① 防災訓練 10 月 11 日(金) 13:30～第五中学校 (雨天中止)
- ② 地区交流事業(管外視察) 11 月 18 日(月) 長瀬方面
- (5) 前原恩方地区連合会長
 市民センターまつり 10 月 26 日(土)～27 日(日)

- (6)内田加住地区連合会長
 - ①地区交流事業（管外視察） 10月6日(日) 千葉県大多喜町
 - ②市民センターまつり 11月2日(土)～3日(日)
- (7)野崎元八地区連合会長
 - 北條氏照まつり 10月27日(日) ⇒10月4日 FM 八王子で PR
- (8)吉田北野地区連合会副会長
 - ①市民センターふれあいまつり 11月9日(土)～10日(日)
 - ②地区交流事業（管外視察） 11月22日(金) 相模原市消防指令センターほか
 - ③防災訓練 11月23日(土) 長沼小学校
- (9)尾川由井地区連合会長
 - ①地区交流事業（管外視察） 10月14日(月・祝) 甲府 武田三代歴史館ほか
 - ②市民センターまつり 10月26日(土)～27日(日)
- (10)西山中央地区連合会長
 - 市民センターまつり 11月2日(土)～3日(日)
- 12. その他・・・・・・・・・・・・・・・・秋間会長、西田事務局員
 - (1)「天皇奉迎に子供たちを動員することに反対する八王子市民の会」総勢16名が10月4日(金)に来所、町自連と「八王子奉迎実行委員会」の代表である秋間会長に申入書が手渡され、説明を求めてきた。子供たちを動員したかの申入れに対して、町自連としてそのような事実はない旨を回答したと報告
- 13. 事務局から連絡事項
 - (1)令和2年1月6日 八王子市賀詞交歓会 10/29 実行委員会担当者会議で詳細決定、地区連合会長は全員招待で案内が届く
 - (2)まちむら147号(9月号)配布、活動の中で参考にして頂きたい

令和元年11月12日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1)「令和元年確定申告」について・・・・・・・・八王子税務署総務課
- (2)「口座振替促進ポスター」掲示依頼・・・・・・・・税務部納税課
- (3)「年末年始のごみ・資源物・し尿の収集」について・・・資源循環部ごみ減量対策課
- (4)「みんなで解決！猫トラブル」講演会のお知らせ・・・・・・・・健康部(保健所)生活衛生課

2. 地域づくり推進事業について・・・・・・・・尾寄副会長

「木内副市長と町自連会長・副会長との懇談会 要旨」に基づき説明、10月9日(水)に木内副市長始め市側（小柳都市戦略部長、小峰市民活動推進部長）と会長・副会長5名・事務局が懇談。「地域づくり推進事業」について町自連の要望事項を説明し、市側の考え方を聞いた。要望事項として①基本方針未策定段階での個別事業の説明、地域づくりとの位置づけの明確化を要望②庁内の組織連携強化、全庁を統括する組織・体制の整備要望を行った。本日三役会で武田地域づくり担当課長より状況説明、11/15に市の施策方針決定をする政策会議を開催、地域づくりの推進事業についての市側の考え方の一定の方向性が纏まる、結果が来月の常任理事会で報告される。

3. 公衆街路灯のLED化について・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長

2020年の水銀を含む蛍光灯の製造中止から問題が発生、個別町会からも疑問が噴出し、10

月の常任理事会で町自連の要望書案を提出・承認され、10/8 付けで市に提出。

事務局より市の正式な提案は出ていないこと、①町会の管理は残してほしい、あくまでも公衆街路灯は町会が見守っていること、②先行して LED 化をした分について何らかの経過措置として、実際の買取は難しいが先行投資分の見返り(補償的な)が設けられないか、といった要望を行い、市からは LED 化に伴い削減した電気代を原資に、町会にも還元できるような仕組みを作りたいが、令和 2 年度から実施するには時間がないので早めの提案を行うよう申入れをしているので、来月でも纏まれば市の考え方を示して貰って論議に入りたい

《質問》ナトリウム灯の場合も対象になるのか?⇒市に申入れをする

(市からの回答) ナトリウムの街路灯を市で一括管理する場合、ナトリウム灯も対象とするが、照度などで一部仕様を変更する場合がある。

《質問》市の提案はいつ頃になりそうか?⇒常任理事会→地区連合会→町会等の順で説明するのに最低 3 か月必要、12 月までに示して欲しい旨申入れ

4. 掲示板設置補助について・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長

年 1 回の市長と町自連との懇談会で要望した成果として今年度補助金制度が新設されたが、1 町会 4 万円と使いづらく申請は 70 団体 300 万円ほど(予算 1000 万円)など問題あり、これも 10 月の常任理事会で町自連の要望書案を提出・承認され、10/8 付けで市に提出した。事務局より掲示板の壁掛け式・脚付きでは費用が違う、新設と修繕でも費用が違う、備品のように色々な組合せが出来ないかといった補助内容にするよう要望を出している、市も令和 2 年度より使い勝手を良くしたいという方向性は出ている旨説明。

5. 台風 19 号の被害について

台風 19 号の被害状況について、被害の大きかった浅川地区、恩方地区をはじめその他の地区より説明

浅川地区・・床上、下浸水 160 棟超、車両への被害 7 台、浅川小、東浅川小、エスフォルタへの避難者 630 名ほど。

恩方地区・・降雨量が過去最高の 600 mm を超えた。都道、市道の複数個所で通行止めあり。

陣馬街道の道路崩落でバス路線が不通、11/6 より小型バスで夕やけ小やけまでの間、1 日 5 便で運行を開始。恩方中学西側の土砂流出で民家 2 棟に被害あり。

恩方 2 小の子供たちは、現在恩方 1 小を借り授業を開始している。恩方地区連合会として、この災害状況を話し合い、路線バスの運行などに対する要望書を提出した。その後「社会福祉協議会」(ボランティアセンター)、市民センターの初期対応事務局・・由木の大塚の土砂崩れ、加住の新滝山街道の土手崩れ、全市では 32 か所の避難所が開設された。

被害はいつ我が身にかかるかわからず、ボランティアセンターも受入は初めてで混乱した、これを教訓としていつ起こるかわからない災害に対して町会自治会がコミュニティの組織として活動する中で一致団結して協力することが速やかな復旧に繋がる。災害があった時に皆さんの力で努力していきたい旨説明。町自連として各町会が今回の災害で経験し気が付いたことを纏めて、意見として市に提出との発言があり、対応する方向になった、尾畷生活安全部長からも本日の部会で地区連合会長からアンケートをとることを考える旨回答あり。市作成の「令和元年台風 19 号の被害者の皆様への支援内容一覧の送付について」説明、各町会にも送付予定

6. 新年懇親会の件 富貴澤事務局次長

令和2年1月11日(土)18:00～ 八王子エルシィ

町会等会長宛の「新年懇親会のご案内」(地区連合会毎に町会等の枚数配布)により出欠を12/18(水)までに地区連合会長宛提出、地区連合会長が「参加者名簿」取り纏め、12/24(火)までに事務局へ提出、キャンセルは12/27(金)まで、以降は会費徴収(代替での出席を)、事務局は12/28(土)～1/5(日)年末年始等休業

7. 専門部報告

(1) 総務部 小室総務部長
なし

(2) 広報部 富貴澤事務局次長

① 町自連だより 第44号(北野地区特集、10/15号発行配布済み)

広告申込の取り纏めを43号(由木地区)よりヒラツカ印刷⇒各地区連合会に変更、当該部分の営業経費の切下げを交渉、2万円圧縮(44号から)

町自連だより 第45号(由井地区特集、1/15号発行予定)地区の広告協賛70万円確保
記事も11/19の会合時に対談を行う予定で着々と準備を進めて貰っている

(3) 事業部 荒井事業部長、西田事務局員

① 役員研修会 11月26日(火)～27日(水)本日申込締切日

八王子市が「地域づくり」推進を行う中、先進事例での新潟市を訪問し役立てたい、是非参加を。事務局より「研修のしおり」の説明(常任理事等全員に配布)

② 町自連研修会 2月19日(水) 防災講演会 いちょうホール

予定の講師(気象庁三多摩地域担当)が台風災害の現地調査で多忙のため連絡取れず、12月の常任理事会で案内したい

(4) 組織部 佐戸組織部長、富貴澤事務局次長

① 八王子いちょう祭り(11/16～17)加入促進キャンペーン

関所12か所、代官所(15町会)、特設ブース(陵南グランド)での活動内容説明

併せて各町会等でのポスター、チラシ、のぼり旗による加入促進キャンペーンも同時進行
加入促進活動の実績報告(掲出作業中の写真含む)の提出:11月末

(5) 生活安全部 尾寄生活安全部長

① 秋の全国火災予防運動 11/9(土)～11/15(金)の周知

② 台風19号被災状況 市のHPに掲載されており参考にされたい

8. 都町連・全自連宮崎大会報告 西田事務局員、富貴澤事務局次長

① 11月常任理事会報告 11月6日(水)

行政等からの依頼・連絡事項「令和元年度犯罪被害者週間行事のお知らせ」「個人情報保護制度説明会(11/28)のご案内」の説明、説明会は事務局も出席

② 東京都地域活動に関する検討会(第2回)報告 11月6日(水)

③ 全自連宮崎大会報告 10月30日(水)町自連から会長、小室・石井副会長、事務局出席

9. 出向者報告関係

(1) 八王子市地域公共交通活性化協議会 前原会計

10月15日(火)資料に基づき説明

(2) 八王子市地球温暖化対策地域推進計画の改定について(答申) 荒井副会長

八王子市環境審議会で2年かけて審議し(3)(4)と合せ3つの答申が纏まったもの、今年度よ

り荒井副会長が上田前副会長より引継、詳細が冊子に纏まり、12月にパブリックコメント募集、その後最終的な計画案になる

(3)八王子市水循環計画の改定について(答申)・・・・・・・・・・荒井副会長

(4)八王子市みどりの基本計画の改定について(答申)・・・・・・・・・・荒井副会長

(5)令和元年度第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・・・・・・・・田中事務局次長

10月18日(金)10:00～市本庁舎701会議室 資料に基づき説明

(6)令和元年度第2回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会・・田中事務局次長

11月8日(金)15:00～市職員会館第1会議室 資料に基づき説明

(7)第11回八王子市中心市街地活性化協議会・・・・・・・・・・山崎監事

10月18日(金)15:00～八王子商工会議所4階大ホール 資料に基づき説明

(8)第5回八王子駅周辺交通円滑化対策検討懇談会・・・・・・・・・・山崎監事

11月11日(月)10:00～八王子市学園都市センター第5セミナー室 資料に基づき説明

10. 地区連合会報告

(1)平塚横山北地区連合会長(事務局代読)

①地区交流事業 10月24日(木) 豊洲市場の視察 42名参加

②町会・自治会加入促進キャンペーン 船田町会 11月4世帯加入、他も活動中

45の町会自治会の内38が都営住宅と市営住宅、未加入者はほとんどなし、チラシやのぼり旗が多過ぎた、今後の配布のあり方を検討して欲しい

③高尾防犯協会の青パト配備 三多摩5番目、5地区で月単位で輪番制、地域の防犯力向上

④タウンニュース(11/7号)に「長房地区まちづくりのプロジェクト事業」掲載

(2)荒井川口地区連合会長

①八王子都市計画事業川口土地区画整理事業の工事説明会の開催について事業内容説明

(3)野崎元八地区連合会長

①北條氏照まつり 10月27日(日)盛大に実施出来た、協力の御礼

(4)前原恩方地区連合会長

①「小津カレッジ」オープンキャンパス(市の補助金を利用)の説明

11. その他

(1)台風19号の被害に対する義援金活動について町自連として行うか質問があり、各町会で既に行っている事例や行わないこととした事例の紹介があり、今回は単位町会等毎に行うこととなった、義援金の市等の受付場所の紹介もあり

(2)避難所の雨漏りの事例 教育委員会に要請しても動いてくれない、町自連からもプッシュして欲しいと学校側から依頼あり

12. 事務局から連絡事項

(1)10/1 地域活動貢献 都知事表彰 2名 元本郷町会中嶋会長、館町町会黒沢元会長

(2)八王子市新年賀詞交歓会のご案内(各地区連合会長宛招待状)

(3)町自連役員名簿の差換え(西部第二地区飯田会長 FAX 変更)、個人情報取扱注意

(4)パンフレット「TOKYO 縁ジョイ！」配布(10月都町連報告済み)

(5)チラシ「八王子市中核市移行5年記念シンポジウム」配布(10月関係機関報告)

(6)パンフレット(主催者)「いちょう祭り」配布

(7)民生委員・児童委員 12/1 改選、新会長が町自連に挨拶

(8)事務局 12/28(土)～1/5(日) 年末年始休業

令和元年 12 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「公的年金制度周知ポスター」 掲示のお願い・・・・・・・・・・八王子年金事務所
- (2) 「民生委員・児童委員」の改選に際する協力について・・・・・・・・福祉部福祉政策課
- (3) 「2020 年度八王子花火大会」の開催日について・・・八王子観光コンベンション協会
- (4) 「令和 2 年度八王子まつり」の開催日について・・・・・・・・八王子まつり実行委員会
- (5) 「令和 2 年度交通災害共済(ちょこっと共済)」加入促進ポスター掲示について・・・
・・・・・・・・市民部市民生活課
- (6) 「地域づくり推進事業」について・・・・・・・・都市戦略部地域づくり担当課

2. 公衆街路灯の LED 化について・・・・・・・・小峰市民活動推進部長、叶協働推進課長

小峰部長より公衆街路灯(防犯灯)の LED 化の推進に向けて、「水銀条約」の令和 2 年度発効の社会的背景、LED 化の現状と課題を説明、市として公衆街路灯の管理方法の見直しについて(案)がまとまり、市の考え方を各町会自治会に説明したい旨申出

叶課長より資料に基づき、解決策として ESCO 事業の導入を行い、現在、町会・自治会が維持・管理している公衆街路灯を市に移管の上、市による一括管理により LED 化を進めて行きたい旨説明

現在、市内にある約 29,000 灯の公衆街路灯のうち、既に LED 化している約 13,000 灯と、ESCO 事業の対象外であるマンションや商店街などの「デザイン灯」約 6,000 灯を除く、残り概ね 10,000 灯を当事業による LED 化の対象と見込んでおり、既に LED 化している

公衆街路灯も町会・自治会から引取り、今後の新設、更新費用は市が負担する旨説明

加えて ESCO 事業の内容と効果としての電気料金・維持管理費の削減による導入メリット、導入による町会・自治会のメリット・デメリット、ESCO 事業のイメージ図等を説明

さらに、ESCO 事業導入に伴う措置として(1)公衆街路灯管理プレートへの町会・自治会名の表示、(2)公衆街路灯維持管理費の取り扱い、(3)町会・自治会支援メニューの充実の説明

最後に、今後の対応として、ESCO 事業の導入及び市への移管への同意については、各町会・自治会が任意に選択可能、但し ESCO 事業の契約期間(10 年間予定)中に自主更新から ESCO 事業への変更は不可であること、令和 3 年度からの実施を含み今後のスケジュール(案)の説明があり、その後質疑・意見交換等のやりとりが行われた。主な点は以下のとおり

- 《質問》
- ① ナトリウム灯は対象となるか⇒対象となる
 - ② 導入後の維持管理などの経費はどうか⇒市管理となるので市で負担
 - ③ LED 化した公衆街路灯の取扱いは⇒今後も町会自治会が自主更新として維持するのか、市へ譲渡し市管理とするかは各町会自治会で選択する。
 - ④ 市で維持管理する 10 年経過後、町会自治会へ戻されるのか⇒引き続き市管理である
 - ⑤ 切替工事期間を 4 か月とみているが完了できるのか⇒タイトなスケジュールであることは事業予定業者も承知している
 - ⑥ 蛍光灯のまま更新するのか委託するのか⇒自主更新方式を選択した場合は、現行の補助制度を使い、管理する町会自治会が切替る。市へ譲渡する場合は蛍光灯のままでよい。
 - ⑦ 独立柱を含み市へ譲渡できるか⇒そのとおり、ただし、民地設置の場合は、土

地所有者との権利関係を明確にしてもらうことが前提である

⑧ 市民センターなどで説明会を願いたい、説明会の範囲は⇒23 地区全体を個別で回るのは時間的にも難しいので、本庁管内など出来るだけまとめて行いたい

⑨ 既に切替が終わった町会自治会への対応について⇒補助金の二重投資となるため買取はできないが、先行投資された所には、見守り支援的な新たな補助制度で補っていききたい

⑩ 市へ移譲する街路灯は、所有など不明なものを除いたものだけか⇒そのとおり最後に、秋間会長より本件については、町自連として加入の町会自治会等が一本化することは難しいため、二者択一で各々の町会自治会等で判断してもらう旨発言

3. 「2019 年度地域の底力発展事業助成」の実績報告について・・・・・・・・

・・・・・・・・・・佐戸組織部長・富貴澤事務局次長

佐戸組織部長より八王子いちよう祭りでの促進活動協力御礼に続き、事務局より事業報告資料に基づき、事業実施内容・事業効果・実績報告書(今年度より加入促進活動の実績含む)・決算書(実績報告後助成金の残額入金)・各活動状況(写真)等の説明

4. 町自連研修会について・・・・・・・・・・荒井事業部長・富貴澤事務局次長

荒井事業部長より、令和 2 年 2 月 19 日(水)に気象庁の小野沢和博氏を講師に、八王子でも影響のあった台風 19 号に関連した内容で講演を行うので動員をお願いしたい旨申出

事務局より「開催要項」に基づき、町自連研修会「防災講演会」の講演会の内容、主催団体、時間配分、参加者等、広報等について説明

町自連の参加動員については、町会自治会毎に世帯数×0.7%を基準として、最低 1 名以上、全

体で 892 名。1/14 の常任理事会で、各町会等宛の「研修会ご案内」「研修会参加者名簿」、動員

数の「入場整理券」を地区連合会長に配付、地区連合会長は町会長等より 1/27 までに参加者名簿の提出を受け、必要な「入場整理券」を配付、1/31 までに取り纏めた参加者名簿を事務局に提出する。既定の参加者数を上回る場合は「入場整理券」を追加発行する

5. 専門部報告

(1) 総務部・・・・・・・・・・小室総務部長

本日常任理事会の後に総務部会を開催し、令和 2 年度町自連定期総会資料について打合せ

(2) 広報部・・・・・・・・・・石井広報部長、富貴澤事務局次長

① 町自連だより 第 45 号(由井地区特集、1/15 号)の件、広告掲載は由井地区分 70 万円確保、レギュラー1 件 5 万円が中止、広報部長が代りを交渉中。28 号から開始の地区特集も 6 地区を残すのみ(令和 3 年 7 月発行分が最後)、以後どうするか今後議論が必要。

② ホームページアクセス件数、12/3 天皇奉迎関連で一晩で 600 件(12/1～10 で 900 件)

(3) 事業部・・・・・・・・・・荒井事業部長、前野事務局長、富貴澤事務局次長、西田事務局員

① 役員研修会 11 月 26 日(火)～27 日(水) 役員研修会報告に基づき研修内容・決算説明

② 新年懇親会 1 月 11 日(土) 資料に基づき当日の集合・次第につき説明

事業部・事務局 16:30、役員 17:00、受付開始 17:30、開会 18:00～閉会 20:00

懇親会会費は各地区連合会長が徴収、12/28 以降欠席の場合も徴収のため代理参加を来賓 38 名、多くの会員の参加をお願いしたい(前回 100 名程度)、12/24 までに提出

(4) 組織部・・・・・・・・・・佐戸組織部長

「2019年度地域の底力発展事業助成」 議題2にて説明済み

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄生活安全部長

① 自主防災団体連絡協議会役員会は12/11開催、議題で町自連研修会の「協力」を行う件について説明、自主防として参加者へ防災に関する啓発品配布

② 台風19号への対応に関するアンケートへの協力依頼、回答締切12/27→1/31に変更
地区連合会長が地区の各町会・自治会分を取り纏め、回答(町自連事務局宛)して貰う

6. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・西田事務局員

① 12月常任理事会報告 12月4日(水)

報告資料に基づき、行政等からの依頼・連絡事項「令和2年度国勢調査の実施について」、
各区市町会・自治会の取組みの報告

② 個人情報保護制度説明会 11月28日(木)の報告、会員名簿を作るときの注意事項

7. 出向者報告

(1) 第4回八王子市市民参加推進審議会・・・・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長
11月20日(水)17:30～ 学園都市センター第4セミナー室 資料に基づき説明

(2) 第1回八王子市住居等における物の堆積等に起因する

不良な生活環境の改善に関する審議会・・・・・・・・山崎監事

11月25日(月)17:00～ 八王子市役所802会議室 資料に基づき説明

8. 地区連合会報告

(1) 前原恩方地区連合会長

①地域ふれあいスポーツ大会 12月1日(日) 青少対主催、連合会共催 参加200名

②小津カレッジ オープンキャンパス 11/24 来年4月開講予定、パンフレットで説明

(2) 佐戸浅川地区連合会長

防災訓練 12月8日(日) 3年に一度の開催で、今回は参加800人程

(3) 平塚横山北地区連合会長

11月の役員会で、高齢者の自動車免許の更新時70歳以上の講習が受講できる教習所が
市内で減少(2⇒1)、さらに不便となることに町自連として何か対策を講じられないか?
⇒要検討

(4) 池田中央部地区連合会長代理

防災訓練 11月30日(土) 参加150名

9. その他

(1) 東部地区 避難所の開設状況入手方法質問⇒防災メール、八王子FMほか他地区の事例

(2) 防災消火器が古くなった時の処理は?⇒有料、新しく買えば引取り?

(3) 川口地区 ① 圏央道八王子西ICの関越方面の通行止め解除

② 川口土地区画整理事業 12/1 起工式、工事開始

以下事務局より連絡事項

(4) 市民フォーラム 12月21日(土)のチラシ配付

(5) 市新年賀詞交歓会 1月6日(月) 出席者19名、欠席者9名

(6) 加入促進用ポケットティッシュ・ビニール袋を各地区連合会長に30個ずつ配布

(7) さかやツーリストから寄贈のカレンダー配付

(8) 都町連 鈴木会長 昨日12/9急逝

(9) 事務局年末年始休業(12/28～1/5) 年末の連絡は12/27まで

令和 2 年 1 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックについて・・・オリンピック組織委員会
- (2) 「小学校区」見直しについて・・・地域づくり担当課・教育委員会

2. 定期総会に向けて

(1)各専門部の事業報告及び事業計画の原案作成の件・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長
「令和 2 年度町自連総会資料作成について」資料に基づき、議案毎の資料作成分担、資料作成日程(案)の説明、各部は前年度の事業報告及び今年度事業計画を参考に令和元年度事業報告と令和 2 年度事業計画の原稿を 2 月 26 日(水)までに作成、日程(案)の承認

(2)令和 2 年度地区連合会長の名簿作成の件・・・前野事務局長
町自連の役員任期は令和 2 年度までであるが、地区によっては今年度で連合会長を退任する方もいる。役員の欠員が出ると総会で補充する必要がある、令和 2 年度から変更がある地区は出来るだけ早く教えて貰いたい → 2 月中に連絡を願いたい。

現状変更ある地区・・・事前申出の鏈水尾根地区、南部地区では変更確定、その他未定。

3. 町自連研修会の件・・・荒井事業部長・富貴澤事務局次長

2 月 19 日(水)いちょうホールで開催の町自連研修会の概要説明のあと、資料に基づき地区連合会長宛、各町会長等宛、未加入町会長等宛の研修会案内、地区別動員人数・ポスター枚数一覧、進行表(事務局・事業部集合とも 10:30 集合に変更)、前年度の動員・参加実績の説明、各地区には町会長等宛案内・参加者名簿を町会数、併せて動員人数分の入場整理券及び掲示板数のポスターを配付、参加人数が動員人数を上回る場合は新たに入場整理券を発行、なお指定動員には役員を含まない。各連合会長は各町会等から 1/27(月)までに各町会の参加者名簿を集約し 1/31(金)までに事務局に提出、各地区連合会長は各自役割があるので欠席の場合は代理の方を立てて頂きたい

4. 獣害駆除の取組みについて・・・前原会計、前野事務局長、西田事務局長

前原会計より獣害駆除の取組みについて、町自連として市、関係機関へ要望書を出して欲しいとの申出をするに至った獣害の現状・背景について説明のあと、事務局より資料に基づき、平成 30 年 7 月町自連常任理事会での市環境保全課の説明以降、昨年 12 月 27 日市と町自連事務局との調整会議までの経過報告を説明。市としても 2 月中旬以降に進捗状況を説明する予定で、市政策の一助として要望書を提出することにしたい。要望書の内容読み上げ、承認。

《意見等》

放し飼いの猫の件への苦情も多くあり、この要望書には加味しないのか ⇒ 放し飼いの猫について、市には別途積極的な PR を要望しているが、引き続き保健所に要望する。

5. 専門部報告

(1) 総務部・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長
備品整備(市に移管) 令和 2 年度分について 2 月に市の予算内示、当初予算 450 万に対し 860 万予算要求、予算が満たない時に選考が必要となり、市より町自連に選考の依頼が来ている。総務部で対応。

(2) 広報部・・・石井広報部長、富貴澤事務局次長

① 町自連だより 第 45 号(由井地区特集、1/15 号) 1/20 の週で発送予定

② 町自連だより 第 46 号(横山南地区特集、4/15 号)

地区特集は 28 号の浅川地区から始まり、第 47 号(横山北地区、7/15 号)、48 号(中央部・本町地区、10/15 号)で一巡するため、地区特集をもう一度浅川地区に戻って続けるのが良いか、他の形を考えていくか、本日の広報部会でも議論するが、3・4 月の常任理事会でも検討していきたい。

- (3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・荒井事業部長、富貴澤事務局次長
1 月 11 日(土) 新年懇親会が多くの会員の皆様のご出席を得て盛会裡のうちに開催出来た。
参加：会員 107 名、来賓 36 名、事務局 4 名、計 147 名。

資料に基づき、収支決算説明。当日の景品抽選は役員研修会のご芳志(酒類)を活用。

《意見》全員の都議会議員の来賓挨拶は不要 ⇒ 難しいが、来年度の検討課題とする

(4) 組織部

特になし

- (5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄生活安全部長

① 防災に関する都民シンポジウム 2 月 15 日(土)京王プラザホテル八王子

東京都主催、小池都知事も出席

② 台風 19 号に伴う八王子市の被災状況等(令和元年 10 月 16 日現在)八王子市公表分

台風 19 号に係るアンケート 回答 1 月末 提出をお願いしたい、集約して必要があれば市に情報提供する

6. 出向者報告

- (1) 第 1 回八王子市住宅マスタープラン策定懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・荒井副会長
令和元年 12 月 10 日(火) 資料に基づき説明、「第 3 次八王子市住宅マスタープラン(平成 23～32 年度)の進捗状況」及び「八王子市住まいに関する意識調査」の資料添付
- (2) 第 2 回認知症高齢者ネットワーク会議・・・・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長
令和元年 12 月 26 日(木)14:00～市職員会館第 1 会議室 資料に基づき説明
- (3) 第 24 回八王子市まちづくり審議会・・・・・・・・・・・・・・・・山崎監事
令和元年 12 月 27 日(金)10:00～生涯学習センター第 7 セミナー 本人欠席、資料のみ

7. 地区連合会報告

- (1) 前原恩方地区連合会長
恩方地区の中学校で市ごみ減量課の若手職員が JICA の一員として南太平洋の島国でごみ減量の指導を行った話をして貰った。
- (2) 平塚横山北)地区連合会長
前回の常任理事会で話をした高齢者自動車運転免許の更新手続きについて、地区としても公安委員会に申出、元横山町に認知症の検査所が 4 月中旬に設置されるとの連絡あり。
町自連が取り組んだ成果として整理して頂きたい。

8. その他

- (1) 八王子市新年賀詞交歓会 1 月 6 日(月) 京王プラザホテル八王子
町自連出席者 18 名、トータル 400 名超の出席、今年第 2 回目で前年より増加
- (2) 令和元年度(5/30 花火大会追加)・2 年度年間計画表(6/20 新任会長等研修会、1/9 新年懇親会、2/17 町自連研修会、5/30 町自連定期総会ほか)、2 年度常任理事会等開催日程説明、市の全部署へは会議を入れないように申入れ済み、必ず出席をされたい、専門部開催日程、年間計画・事業スケジュールの説明、日程確定分は予定の確保をお願いしたい

- (3) 全関東八王子夢街道駅伝競走大会 2月9日(日)
- (4) 公衆街路灯のLED化、掲示板設置補助 2月の常任理事会で説明予定
- (5) 令和2年度東京都地域の底力 3月より開始、2月の常任理事会で資料配布出来るよう手配

令和2年2月12日(水)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「国民年金保険料」の前納制度利用のお願い・・・・・・・・・・八王子年金事務所
「公的年金制度周知ポスター掲示のお願い(国民年金保険料の支払い方法について)」に基づき、口座振替、クレジットカードによる前納制度利用による割引のメリット周知のポスター掲示の依頼
- (2) 「一人暮らしの高齢者世帯」調査のお願い・・・・・・・・・・社協ボランティアセンター・福祉政策課
「令和2年度在宅ひとり暮らし高齢者実態調査実施のお知らせ」に基づき、71歳以上のひとり暮らしを対象に4月1日～5月15日(予定)で民生委員・児童委員が訪問する
「手作り作品展示即売会(2/21～23)」「ボランティア活動発表会および講演会(3/2)」チラシあり
 - 《指摘》 民生委員児童委員に配布される資料で、毎年夫婦の記載事項に誤りが多い。チェックしてほしい。
 - 《意見》 71歳以下で一人暮らしとなった高齢者への対応をどう考えるのか。今後高齢者計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、年齢構成などの関係づけを考慮し、よく調整を願いたい。
 - 《質問》 71歳以上に引き上げた理由は ⇒ 元気な高齢者が増えており、調査目的に照らし今後調査年齢を引き上げる方向で考えており、令和2年度は71歳としたもの。
 - 《質問》 調査年齢の引き上げに伴い、高齢の夫婦世帯への調査は考えていないのか。 ⇒ 調査の目的は、一人暮らしの孤独化防止(相談相手)や安否確認。ただし、調査を行う民生委員児童委員には71歳以上の高齢世帯のリストを届けているので、高齢世帯の実態はつかんでいる。
- (3) 「マイナンバーカード」申請取得のお願い・・・・・・・・・・市民部市民課
資料に基づき、マイナンバーカードの目的・内容、作成方法、キャッシュレス決済サービス利用によるマイナンポイント制度の説明、更新手数料などの質問あり
 - 《質問》 写真サービスなど検討できないか ⇒ 利用者の利便性向上に向け検討する。
 - 《質問》 マイナンカードの有効期限と更新手数料について ⇒ 大人10年、子どもは5年で失効する。無料で更新できるが、紛失などでは有料発行となる。また、マイナンに書き込まれている電子証明機能は5年で失効するが、これも更新では無料。
- (4) 「2020健康フェスタ・食育フェスタ」について・・・・・・・・八王子市保健所健康政策課
資料に基づき、「2020健康フェスタ・食育フェスタ」チラシの回覧についてのお願い
2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催にちなみ、競技体験等同時開催オリパラ推進室より、聖火リレーリハーサル(2/15)、同本番(7/11)の概要告知、協力依頼
- (5) 「みんなの町の清掃デー」について・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
資料「令和2年度美しい八王子をつくる会の事業への参加について(依頼)」の説明
みんなの町の清掃デー5/31(土)の概要、参加予定表の提出依頼
町自連の事務局に問合せが来るため、問合せは「ごみ減量対策課」を徹底のこと
- (6) 「親切会」の表彰者推薦の事前準備について・・・・・・・・・・協働推進課

資料「令和2年度親切行為者及び団体の推薦要領」（行為種別の分類基準、令和元年度表彰行為の概要を含む）の説明、推薦期間(6/1～30)前の事前のお知らせ、秋間会長より町会等からの推薦が少ないので、積極的に推薦を依頼したい旨申出(昨年同様)

2. 公衆街路灯のLED化及び掲示板設置補助制度の件・・・・・・・・・・協働推進課

(1) 公衆街路灯のLED化について（報告）

補助制度（見守り）の新設、財産目録の取り扱い

(2) 令和2年度予算要望及び掲示板補助金等について（報告）

新設、移設、修繕、製作補助対象

(3) その他の補助

集会施設、加入促進、防犯カメラほか、令和2年度予算については、議会審議の時期を勘案し、別途説明

(4) 転入・転出届出の繁忙期における町会・自治会加入促進活動の実施について（依頼）

町自連担当者を割り振るため、各地区連合会長参加スケジュールを2/18（火）までに提出

《質問》 掲示板の設置で材料費の補助は ⇒ 設置件数でなく、契約金額に対し補助率9/10で上限9万円を予定している

《質問》 防犯カメラの補助は、これまでどおりの11/12補助でよいか ⇒ 都補助は不明だが、市の補助ベースは継続する。

《質問》 公衆街路灯の移管では、電柱に共架しないと受け付けないのか ⇒ そのようなことはないが、所有者の了承があるかどうか、権利関係の明確化は条件としてある。

《質問》 町会自治会で設置した公衆街路灯が約1万3千灯あり、設置負担もしてきたが、移管にあたり、市としてどう考えるのか ⇒ 町会自治会の市に対する施策に応じる形で協力をいただいた。しかし、市としては、既に設置に対して一定の補助金を支出した経緯があり、補助金の二重支払いが認められないことから、移管に対する買取等の要望には応えられない。

《意見》 加入促進について、シニア連合では、年間10名以上加入させた場合に補助金を出すという制度がある。町自連が活用できるよう検討できないか ⇒ 市として検討したが、逆にノルマを課すことになりかねないと考えており、新設する補助などをうまく利用し、町会自治会活動に活かしてほしい

3. 令和2年度地区連合会長名簿作成の件、役員選考委員選任の件・・・・・・・・前野事務局長

現在監事1名の退任、地区連合会長1名(南部)の交替を確認している。その他にあるかの確認、監事の欠員補充の場合、選考委員選任の必要あり、正式には単位町会・地区連合会の総会の結果にもよるが、締切を2月末として本人が続投予定であればこのまま進めたい

4. 町自連研修会の件・・・・・・・・・・荒井事業部長、富貴澤事務局次長

町自連研修会「分担表」「進行表」等の資料に基づき、当日(2/19)の集合時刻、スケジュール各自の分担等について説明、当日各自マスク着用、いちょうホールに消毒液の配備を要望したなど注意喚起

5. 専門部報告

(1) 総務部・・・・・・・・・・小室総務部長、富貴澤事務局次長

① 設備備品提供事業、今年度より市に移管、今年度の交付分の申込44団体(町自連加入34団体、未加入10団体)、940万、市の予算例年同様450万、市から抽選について町自

連に協力依頼あり(2/21 10:00～総務部対応)、町自連加入 26 団体、未加入 3 団体程度の見込み、抽選はあくまでも選考結果、3/末に宝くじ補助金確定後に正式通知、8/末頃市から案内

② 定期総会の専門部資料締切 2/26(水)

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長、富貴澤事務局次長

① 町自連だより 第 45 号(由井地区特集、1/15 号) 発行、発送済み

② 町自連だより 今後の予定 第 46 号(横山南地区、4/15 号)、第 47 号(横山北地区、7/15 号)、第 48 号(中央部・本町地区、10/15 号)で一巡、先月の広報部会で検討し、もう一巡させるということで意見が纏まった、特に異論なし

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・荒井事業部長
町自連研修会以外なし

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・佐戸組織部長、富貴澤事務局次長
6 月 20 日(土)新任会長等研修会の準備開始、部会で調整し詳細を詰める

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄生活安全部長

① 台風 19 号への対応に関するアンケート調査集計結果について、資料に基づき説明

アンケート集計結果と各団体からのアンケート調査票のコピーを、防災課を通して市長へ提出したい。(文案については事務局と調整)また、町自連としての今後の対応等を検討し、出来れば来年度の事業計画にも盛り込みたい、

② 総合防災訓練 10 月 18 日(日)長房中学(今年度は台風の影響で中止)

6. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

「令和元年度 2 月東京都町会連合会常任理事会報告」に基づき、説明

地域の底力発展事業助成については、オリパラ気運醸成は 9/6 までの事業開始に限定、代わりに多文化共生社会づくりを新設し 10/10 助成を継続

令和 2 年度防犯カメラ補助事業について、設置補助は都の補助率 7/12⇒1/2 に減額

(平成 28 年度以前に戻る)、町会等の負担は 1/12⇒1/6 に増、運用経費(電気料金、共架料等)補助の新設、市の補助は別途要望書を出す

7. 出向者報告

(1) 第三期第 2 回八王子市動物愛護推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・尾川常任理事
令和 2 年 1 月 22 日(水) 八王子市保健所 資料に基づき説明

(2) 令和元年度第 2 回八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会・・・荒井副会長
令和 2 年 2 月 5 日(水) 市役所本庁舎事務棟 8 階 資料に基づき説明

(3) 八王子市住宅マスタープラン策定懇談会 空き家等対策計画策定分科会 (第 2 回)

・・・・・・・・・・・・・・・・荒井副会長

令和 2 年 1 月 14 日(火) 市役所本庁舎議会棟 資料に基づき説明

(4) 令和元年度第 4 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・・・・・・・・田中事務局次長
令和 2 年 1 月 24 日(金)市職員会館 資料に基づき説明

8. 地区連合会報告

(1) 佐戸浅川地区連合会長

第 41 回高尾梅郷梅まつり 3 月 14 日(土)・15 日(日)開催(チラシ配付)

(2) 石井横山南地区連合会長

つるし雛まつり 3月6日(金)～8日(日)開催(チラシ配付)

(3) 前原恩方地区連合会長

小津倶楽部 高齢者のお出かけを応援する事業(チラシ配付) 1/25～3/28の土曜日

(4) 飯田西部第二地区連合会長

西部第二地区・5小合同防災訓練 2月8日(土)実施 1,300名が参加

9. その他 事務局から連絡事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策 市より情報提供あり

「マスクの正しいつけ方・はずし方」「できていますか？衛生的な手洗い」「手指消毒の仕方」「咳エチケットへご協力ください！」資料配付

(2) 東京2020オリンピック聖火リレーリハーサル交通規制のお知らせ

2月15日(土) 17:30～19:45 予定(チラシ配付)

(3) 八王子市新年賀詞交歓会 1月6日(月) 京王プラザホテル八王子 担当学会議報告

招待者 636名、参加者 419名、町自連出席者 19名

(4) 民生委員児童委員協議会との情報交換会(三役) 3月25日(水)

(5) 東京都令和2年度地域の底力発展事業助成ガイドライン及び事例集 全町会等数分確保

令和2年3月より事前申請

(6) まちむら 148号 2019年12月発行分 配付

令和2年3月10日(火) 感染症拡大防止のため中止 書面送付

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「日赤活動資金募集」協力依頼・・・・・・・・・・八王子赤十字奉仕団・福祉政策課
- (2) 「歴史文化構想」について・・・・・・・・・・歴史文化構想担当
- (3) 獣害駆除対策について・・・・・・・・・・環境保全課
- (4) 令和2年国勢調査 調査員推薦について・・・・・・・・・・統計調査課
- (5) 「芸術文化会館大規模改修基本計画(素案)」のパブリックコメント実施について
・・・・・・・・・・学園都市文化課
- (6) 令和2年度「市長と語る」の開催について・・・・・・・・・・広聴課

2. 令和2年度八王子市町会自治会関係の予算について

令和2年度八王子市町会自治会関係予算要望等 (2/12 概要説明済み)

令和2年度八王子市町会自治会関係予算概要説明

4/14(火)役員会繰り延べ

3. 定期総会について

(1) 役員選考委員会について

- ・ 監事1名任期中途退任に伴う補充を行う
- ・ 規程に基づき、三役以外の常任理事7名を選任し、役員選考委員会設置
- ・ 選考委員は、小室総務部長及び前野事務局長で委員(案)調整
市街地 3名－荻島(東部)、飯田(西部第二)、西山(中央)各常任理事
周辺部 4名－田中(由木)、内田(加住)、尾川(由井)、小池(北野)各常任理事
選考委員(本人同意済み)、
- ・ 役員選考委員会開催(日程未定)、4/14(火)役員会にて監事候補報告

※選考委員の承諾をお願いします。異議のある場合は3/13(金)までに事務局へ連絡を

お願いします。なお、期限以降は承諾として扱わせていただきます。

(2) 令和元年度事業報告・令和2年度事業計画(案)について

- ・総括(事務局)、総務部、広報部、事業部、組織部、生活安全部の各専門部の
令和元年度事業報告、令和2年度事業計画(案)

別紙のとおり

※内容の確認をお願いします。

なお、内容について、お気づきの点、追加、修正がありましたら、各部長を通して
事務局まで連絡をお願いします。

事業計画、事業計画(案)の確定は、4/14(火)開催の役員会で確認させて、いただき
ます。

3. 令和元年度地区交流事業助成報告

- ・19団体実績報告 1,641,561円(予算1,900千円) 返還金258,439円
台風19号イベント中止 元横、西部第一、浅川、由井4団体
新型コロナウイルス中止 中部1団体 延べ5団体
中止団体については、準備経費の内かかった対象経費助成

4. 専門部報告

(1) 総務部

① 令和2年度設備整備支援事業 備品提供選考結果

- ・協働推進課選考抽選実施 2/21(金)10:00～(小室総務部長、前原副部長同席)

要望 44団体(加入34、未加入10)

選考 29団体(加入26、未加入3) 587点 4,431,350円

② 定期総会役割分担

部会開催ができないため4/14(火)繰り延べ

(2) 広報部

① 町自連だより第46号 4/15発行 横山南地区特集

② 町自連だより第47号 7/15発行 横山北地区特集

③ 令和2年度以降の町自連だより地区特集の予定

(3) 事業部

- ・町自連研修会報告 令和2年2月19日(水) 14:00～16:00 いちょうホール

参加者750名

(4) 組織部

- ・新任会長及び役員研修会

令和2年6月/20日(土) 14:00～16:30 八王子市役所 801・802会議室

(5) 生活安全部

- ・2/14台風19号への対応に関するアンケート調査票及び集計結果の送付

5. 都町連・東京都地域活動検討会報告

3/4(水) 第3回地域活動検討会及び令和2年3月常任理事会

感染症拡大防止のため中止

6. 出向者報告

(1) 交通安全対策協議会・・・・・・・・・・・・・・・・小室副会長

令和2年2月19日(水) 八王子市役所

- (2) 地域公共交通活性化協議会・・・・・・・・・・・・・・・・前原会計
令和2年2月17日(月) 八王子市役所
- (3) 第2回ボランティア活動推進協議会・・・・・・・・今 前常任理事(東南部)
令和2年2月17日(月) 八王子市役所

7. 地区連合会報告

- ・報告事項がありましたら、事務局へ連絡をお願いします。

8. その他 事務局から連絡事項

- (1) 令和2年度 東京都地域の底力発展事業助成資料
 - ・申請募集チラシ
 - ・令和元年度(2019年度)助成対象事業一覧
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止
 - ・2/28 八王子市協働推進課より、感染症拡大防止に向けた対応について依頼
 - ・新型コロナウイルス感染症に関するデマに注意
「マスクの正しいつけ方・はずし方」「できていますか？衛生的な手洗い」
「手指消毒の仕方」「咳エチケットへご協力ください！」参考
- (3) 繁忙時の加入促進活動
 - ・市役所及び八王子駅南口総合事務所における繁忙時の加入促進活動、感染症拡大防止のため、3/23(月)～3/31(火) 実施見送り
 - ・4月以降の実施については未定
- (4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会パブリックビューイング
 - ・ガイドライン公表（組織委員会）
詳細については、4/14 役員会で説明予定

【第2号議案】

令和元年度 決算報告書

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

収入総額 24,728,642 円
支出総額 24,192,978 円
差引残高 535,664 円

収入の部 差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	2,418,000	2,391,580	△ 26,420	23地区 119,579世帯
2	特別会費	527,000	503,000	△ 24,000	役員研修会参加者負担等
3	市補助金	13,700,000	13,700,000	0	連合会 11,800千円、地区交流 1,900千円
4	その他補助金	2,000,000	2,000,000	0	東京都地域の底力発展事業助成
5	広告料	4,600,000	5,130,000	530,000	町自連だより広告 530千円増
6	保険手数料	480,000	480,000	0	自治会活動賠償責任保険取扱事務手数料
7	雑収入	20,299	95,361	75,062	地域活動検討会、懇親会等
8	定期取り崩し	0	0	0	
	小計	23,745,299	24,299,941	554,642	
9	前年度繰越金	428,701	428,701	0	
	合計	24,174,000	24,728,642	554,642	

支出の部 差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	209,000	235,342	26,342	感謝状筆耕料増ほか
2	事業費	2,050,000	2,027,387	△ 22,613	「加入促進キャンペーン」チラシ等印刷費用減ほか
3	地区交流費	1,900,000	1,641,561	△ 258,439	19地区 台風等による中止5地区
4	研修費	977,000	899,535	△ 77,465	講師公務対応による謝礼皆減
5	広報費	5,516,000	5,470,400	△ 45,600	町自連だより広告取扱経費減ほか
6	会議費	77,000	74,200	△ 2,800	
7	通信・配送費	350,000	329,756	△ 20,244	配送費郵送・DM併用による減ほか
8	事務費	791,000	717,769	△ 73,231	事務所公共料金次年度精算に伴う減ほか
9	人件費	11,283,000	11,317,896	34,896	社会保険料改定に伴う増ほか
10	渉外費	350,000	346,500	△ 3,500	
11	都町連・全自連	384,000	446,000	62,000	全自連全国大会参加に伴う増ほか
12	慶弔費	50,000	135,970	85,970	実績
13	役員交通費	39,000	41,611	2,611	
14	備品設備費	0	226,800	226,800	事務局パソコン動作不良に伴う更新
15	図書・資料費	10,000	9,800	△ 200	
16	八王子市返還金	0	258,439	258,439	地区交流事補助金返還金
17	特別定期預金	0	0	0	
18	雑費	20,000	14,012	△ 5,988	振替手数料他
	小計	24,006,000	24,192,978	186,978	
20	予備費	168,000	0	△ 168,000	
21	収支差額	0	535,664	535,664	次年度繰越
	合計	24,174,000	24,728,642	554,642	

特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	1,500,082	82	0	1,500,164	みずほ銀行定期預金
2	自治会活動賠償責任保険	487,421	9,160,905	9,145,899	502,427	期中減には手数料(事務費9,160,570×5%＝458,029) +(消費税458,028×8%＝36,642))＝8,665,899
	合計	1,987,503	9,160,987	9,145,899	2,002,591	

自治会活動保険 期中増 保険料 9,160,570 利息 7 5月加入手数料328
期中減 9,160,570－(手数料(事務費9,160,570×5%＝458,029)
+(消費税458,028×8%＝36,642))＝8,665,899

繰越金明細 預金 355,435 ⇒ みずほ銀行 353,247円 郵貯銀行 2,188円
現金 180,229
合計 535,664 円

上記のとおり決算報告します。

会長 秋間利久
会計 河西萬智朗
会計 前原教久



【第3号議案】

監査報告書

平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの間の令和元年度における会務の執行状況及び会計の処理状況について、八王子市町会自治会連合会会則第6条4項の規程に基づき、監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査実施日 令和2年4月7日(火)

2 監査の方法及びその内容

監事は、三役、常任理事及び事務局と意思疎通を図るとともに、情報を収集し、監査としての機能を果たすため、三役会、常任理事会等の会議並びに各事業に出席し、会務執行の状況把握に努めました。

監査にあたっては、三役、常任理事及び事務局からその職務の執行状況について報告させ、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、令和元年度に係る事業報告並びに決算報告、会計帳簿、入・出金伝票及びこれに関する資料の調査を行い、事業執行及び会計処理の状況を監査しました。

3 監査結果

(1) 会務の執行状況


会務は、概ね事業計画に基づいて実施されており、事業報告はその状況を正しく示しており、いずれも適正に執行されているものと認めます。


(2) 会計の処理状況

会計は、決算報告、会計帳簿、入・出伝票及びこれに関する資料については、いずれも適正に処理されているものと認めます。

令和2年4月14日

監事 山崎 熟 

監事 浅井 雄治 

監事 成瀬 義雄 

【第4号議案】

役員候補者名簿

監事退任に伴う役員の欠員補充について、会則第7条に基づき、令和2年3月10日の常任理事会（書面送付）において提案し、3月13日に役員選考委員会を発足させ、選考を進め、候補予定者について、4月14日の常任理事会に諮った結果、承認されましたので、下記のとおり提案します。

監 事 おがわ こうじ
 尾川 幸次 由井地区連合会長

【第5号議案】

令和2年度 事業計画（案）

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

I. 総括

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取り組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努める。
3. 八王子市が進める「地域づくり推進事業（公共施設の再編）」に係る地域に必要な行政施策や施設のあり方など、行政と地域と共に検討していく。
4. 地区連合会が抱える地域課題（獣害駆除対策、台風被害など）について、行政に届けるとともに、行政と地域と共に検討していく。
5. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、周知に努めるとともに、本市において実施される聖火リレー及び自転車競技の成功に向けた支援を行う。
6. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する情報収集に努め、町会自治会等への速やかな情報提供を行う。
7. 少子高齢化社会へ対応し、福祉活動などを関係諸団体と連携して推進する。
8. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
9. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
10. 防火防災・防犯・交通安全等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
11. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力発展事業助成」事業及び八

王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。

12. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
13. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
14. 東京都町会連合会及び全国自治会連合会との情報共有に努め、町会自治会等関係者の地位向上等、全国的な視野を持って課題解決に向けた連携を図る。

II. 総務部

1. 定期総会

令和2年度定期総会を開催し、令和元年度事業報告、決算報告、監査報告、役員選出、令和2年度事業計画（案）、予算（案）の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状贈呈を行う。

- ・日程及び場所 令和2年5月31日（日） 八王子エルシィ

2. 新年懇親会【事業部より移行】

新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、懇親の場を活かし交流を深める。

- ・日程及び会場 令和3年1月9日（土） 八王子エルシィ

3. 市長と町自連三役との定例懇談会の実施

町会自治会等及び地区連合会・町自連が抱える広域にわたる課題や市民の直接の声を行政に届けるとともに、課題解決へ向けた行政所管との連携強化を図るため、定例となる市長との懇談会を開催し、協議を行う。

- ・開催時期 令和2年7月ほか

4. 町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例運用

町会自治会等は、市との協働によるまちづくりの重要なパートナーとして、また、地域における自治の中心的な担い手として、条例の趣旨に基づく活動を行い、地域コミュニティの充実を図る。

- ・繁忙時の加入促進活動（八王子市との合同での実施）

日程及び場所 令和2年3月26日（月）～4月6日（月）

市民ロビー及び八王子駅南口総合事務所

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

5. 町会・自治会掲示板設置助成制度について

令和元年度において要望した町会・自治会掲示板設置助成制度の充実について、協議を行い、町会自治会等掲示板の設置を支援して、町会・自治会活動の活性化を図る。また、期間を限定された制度の継続について要望を行う。

6. 公衆街路灯のLED化について

水銀を含む蛍光灯の製造禁止を目前に控え、その代替措置となる公衆街路灯のLED切替に向けた事業が進められており、町自連としても、これまでの公衆街路灯の維持管理での町会自治会等のかかわりなどを踏まえて、八王子市と協議を行っていく。

7. 健全財政の確立

(1) 町自連、地区連合会活性化に向けた助成金の活用

令和2年度東京都地域の底力発展事業助成制度において新設された多文化共生社会づくり活動に繋がる事業は助成対象経費の10/10の補助率となるので更に活用を図っていく。

八王子市の補助金は、「連合会運営（広報・研修・相談業務）補助」において、事務局体制の充実を図るため175万円の増、「地区交流事業補助」の2補助金合わせて1,545万円となった。

(2) 自主財源の確保

- ① 令和元年度同様に町会自治会等及び町自連への加入促進キャンペーンを各専門部と協働し実施していく。
- ② 自治会活動賠償保険の加入促進を図り手数料収入の増加を図っていく。
- ③ ホームページのバナー広告収入の促進を図る。
- ④ 「町自連だより」の広告収入を地区特集などの企画で増加させることにより、製本印刷等の制作経費を確保し、町自連の負担額の圧縮に努める。
- ⑤ 各専門部及び事務局と連携して自主財源の確保の施策を更に進める。

8. 総務部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

Ⅲ. 広報部

1. 広報紙「町自連だより」の発行

町自連の活動を知ってもらうため、広報紙「町自連だより」を年4回発行する。

平成27年度当初から、広報部において、紙面の充実を図るため検討を重ねて、第28号（2015.10.15 発行）から地区特集の取り組みを始め、地域情報の発信、町自連の活動の予告や報告、周知などの取り組みを行い、読者の好評を得てきたところで、第48号（2020.10.15 発行）にて全地区一巡となる。

引き続き、更なる地域情報の発信及び地域との連携をより強固なものにするため、地区特集の紙面構成とし、従前の掲載順に基づき、読者にとって関心のある記事や町自連の活動の周知を図る。

（1）発行予定

第46号（2020. 4. 15 発行）	横山南地区特集	発行部数 125,000 部
第47号（2020. 7. 15 発行）	横山北地区特集	発行部数 125,000 部
第48号（2020.10.15 発行）	中央部・本町地区特集	発行部数 125,000 部
第49号（2021. 1. 15 発行）	浅川地区特集	発行部数 125,000 部

（2）事業報告及び予告の他、身近な地域情報、町会情報（地域特集）を掲載する。

（3）協賛広告のスポンサーを募る。

2. ホームページ「町自連」の運用

（1）町自連及び地区連合会において、事務局及び地区広報担当者により、身近な情報を速やかに発信していく。

（2）地区広報担当者の操作研修を随時実施する。

- ・システムの運用（パスワードとデータ管理）
- ・操作説明（ページ・写真作成等）

（3）協賛広告の募集を行い、自主財源の確保に努める。なお、広告の公共性等の判断については、広告の取扱規程に準じて行う。

3. その他の広報活動

（1）町自連関連の情報について、新聞社支局等メディアへの情報提供に努める。

（2）広報媒体として町自連ロゴマークの活用を図る。

4. 広報部会の開催

広報紙「町自連だより」の発行に合わせ、年4回開催する。

掲載内容、掲載記事の割付、発行スケジュール等

IV. 事業部

1. 役員研修会

地区連合会の活動に活かすとともに、見聞を広めるために開催する。

令和2年度は、令和の新たな時代を本格的に迎え、これを踏まえて、目的地を検討し、実施する。

- ・実施時期 令和2年10月

2. 町自連研修会

町会にとって身近な問題や市民の関心の高い問題をテーマとして、開催する。

- ・日程及び会場 令和3年2月17日（水） いちようホール

3. 自治会活動賠償責任保険の加入促進【総務部より移行】

町自連団体加入の割引率、運用面での適用範囲の広さ、保険使用後の保険料の変動抑制などのメリットを再度周知する事で加入促進を図っていくとともに、事務手数料収入の増加に努める。

4. 町会・自治会設備整備支援補助金制度の活用【総務部より移行】

要望する全ての団体に対応し切れてない現状と、要望する備品の種類が多様化している現状があるので、引き続き八王子市に協力し、制度の充実を求めていく。

5. 事業部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

V. 組織部

1. 町会自治会等新任会長及び役員研修会

町会自治会等加入世帯数の減少に歯止めをかけ、また、加入促進につなげる活動の一環として、新任の町会長・自治会長・管理組合理事長及び役員を対象とした研修会を開催する。

- ・日程及び場所 令和2年6月20日（土） 市役所801・802会議室

2. 加入促進について

町会自治会等への加入率が減少している現実を直視し、歯止めをかける活動を展開するために、八王子市と協働で作成した「町会・自治会加入促進ハンドブック」及び「町会・自治会運営ハンドブック」を活用するとともに、令和2年度東京都地域の底力発展事業助成制度を活用して、具体的な活動を推進する。

(1) 単位町会・自治会の会員増加に取り組む。

「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）つきあい」のつながりを強め、

「助け合い」の組織強化を図る。

- (2) 町自連未加入の町会・自治会等に、町自連への加入を働きかける。
- (3) 町自連未加入の地区連合会に、町自連への加入を働きかける。
- (4) 東京都地域の底力発展事業助成制度の新設された多文化共生社会づくりに繋がる事業は、助成対象経費の10/10の補助率となるので、活用し、「加入促進キャンペーン」を実施し、広く加入を働きかけていく。

3. 不動産関連団体支部と相互協力

町自連では、平成28年3月に不動産関連団体支部と相互協力の協定を締結しており、更なる町会加入促進を進めていく。

東京都地域の底力発展事業助成制度を活用し、作成した加入促進の卓上のぼり旗の掲出、チラシなどの掲示による周知の協力を得るとともに、支部が行う事業に対して協力を行う。

4. 「町会・自治会加入促進ハンドブック（改訂版）」の活用

平成29年12月に、平成29年度東京都地域の底力発展事業助成制度を活用して、「町会・自治会加入促進ハンドブック（改訂版）」として、作成・配付したもので、そのハンドブックを町会・自治会加入促進活動で活用していく。

5. 「町会・自治会運営ハンドブック（改訂版）」の活用

平成30年12月に、平成30年度東京都地域の底力発展事業助成制度を活用して、「町会・自治会加入促進ハンドブック（改訂版）」として、作成・配付したもので、町会・自治会運営で活用していく。

6. 組織部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

VI. 生活安全部

1. 防災関係組織との連携

(1) 防災関係事項の検討

現在、行政と行っている防災関係事項の協議を進めるとともに、住民の安全・安心に関する事項の検討を行う。

(2) 防火防災協会との連携

協会副会長などの役員として運営に参画するとともに、町自連と協会との連携を図る。

(3) 自主防災団体連絡協議会との連携

協議会副会長、幹事などの役員として運営に参画するとともに、町自連と協議会との連携を図る。

(4) 大規模災害発生時における本会の役割や行動等について検討を進める。

2. 防犯関係組織との連携

振り込め詐欺などの被害情報の伝達、被害防止の取り組みなどの検討を行うとともに、関係組織との連携強化を行う。

3. 交通安全関係組織との連携

重大な交通事故などの情報の把握、交通事故防止の取り組みなどの検討を行うとともに、関係組織との連携強化を行う。

4. その他の関係機関との連携

福祉、環境など市民の生活安全に関する機関との連携強化を行う。

5. 生活安全部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

【第6号議案】

令和2年度 予算(案)

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

収入の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	会費	2,362,000	2,391,580	△ 29,580	22地区 118,100世帯
2	特別会費	475,000	503,000	△ 28,000	役員研修会・全自連・都町連等の個人負担分
3	市補助金	15,453,000	13,700,000	1,753,000	連合会13,553千円、地区交流1,900千円
4	その他補助金	2,000,000	2,000,000	0	東京都地域の底力発展事業助成 2,000千円
5	広告料	4,200,000	5,130,000	△ 930,000	町自連だより広告協賛
6	保険手数料	500,000	480,000	20,000	平成30年度自治会活動賠償責任保険取扱事務手数料
7	雑収入	34,336	95,361	△ 61,025	
8	定期取崩し	0	0	0	
	小計	25,024,336	24,299,941	724,395	
9	前年度繰越金	535,664	428,701	106,963	
	合計	25,560,000	24,728,642	831,358	

支出の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	総会費	242,000	235,342	6,658	感謝状筆耕料増ほか
2	事業費	2,050,000	2,027,387	22,613	「加入促進キャンペーン」
3	地区交流費	1,900,000	1,641,561	258,439	19地区
4	研修費	977,000	899,535	77,465	講師謝礼増ほか
5	広報費	5,478,000	5,470,400	7,600	町自連だより配送料、消費税増ほか
6	会議費	82,500	74,200	8,300	
7	通信・配送費	336,000	329,756	6,244	
8	事務費	800,000	717,769	82,231	事務所公共料金増ほか
9	人件費	11,691,000	11,317,896	373,104	事務局員(増員分)平年化増ほか
10	渉外費	400,000	346,500	53,500	
11	都町連	480,000	446,000	34,000	全自連全国大会参加に伴う増ほか
12	慶弔費	150,000	135,970	14,030	
13	役員交通費	45,000	41,611	3,389	
14	備品設備費	200,000	226,800	△ 26,800	事務局パソコン更新
15	図書・資料費	10,000	9,800	200	
16	八王子市返戻金	0	258,439	△ 258,439	
17	定期預金	0	0	0	
18	雑費	20,000	14,012	5,988	
	小計	24,861,500	24,192,978	668,522	
19	予備費	698,500	0	698,500	
20	次期繰越金		535,664	△ 535,664	
	合計	25,560,000	24,728,642	831,358	

特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	1,500,164	203	0	1,500,367	みずほ銀行定期預金
2	自治会活動保険	502,427	9,160,570	9,156,739	506,258	期中減には手数料(事務費9,160,570×5%≒458,029) +(消費税458,029×10%≒45,802))=8,656.739
	合計	2,002,591	9,160,773	9,156,739	2,006,625	

自治会活動保険 期中増 前年度実績同額想定

期中減 9,160,570-(手数料(事務費9,160,570×5%≒458,029)

+(消費税458,029×10%≒45,802))=8,656.739

会則・規程集

令和2年5月31日現在

八王子市町会自治会連合会

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、略称を町自連とし、事務所を八王子市散田町二丁目37番1号 教育センター内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会・管理組合相互の連絡及び親睦を図り、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会・管理組合の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |
| (5) 常 任 理 事 | 26名以内 |
| (6) 理 事 | 若干名 |

(職 務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監事は、会務並びに会計を監査する。
- (5) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。
- (6) 理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。

(選 出)

第7条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (4) 常任理事は地区連合会長を以て選任する。
- (5) 理事は、地区連合会長経験者から選任し、会長が推薦し常任理事会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべての町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(常任理事会)

- 第 14 条 常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 常任理事会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第 6 章 事務局

(事務局)

- 第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。
- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
 - (2) 事務局は三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。
 - (3) 事務局は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付則 1. この会則は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。

尚、設立年度の役員任期は 1 年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。
3. 平成 21 年 5 月 23 日に改正し、施行する。
4. 平成 24 年 5 月 27 日に改正し、施行する。
5. 平成 26 年 5 月 25 日に改正し、施行する。
6. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
7. 令和元年 5 月 26 日に改正し、平成 31 年 3 月 18 日に遡って施行する。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次のとおり区分する。

2. 地区連合会の基準は、5つの町会、自治会や管理組合（以下「町会等」という）で構成され、かつ当該町会等の世帯数計が1,500世帯以上であるものとする。ただし、基準を満たさない場合でも三役会及び常任理事会の承認を得たときは、この限りではない。
3. 前項ただし書きの規程は、前項本文に定める基準を満たしていた地区連合会が満たさなくなった場合に準用する。なお、地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次のとおり設定する。

- (1) 中部地区連合会
- (2) 東部地区連合会
- (3) 元横地区連合会
- (4) 東南部地区連合会
- (5) 中央部地区連合会
- (6) 南部地区連合会
- (7) 西部第一地区連合会
- (8) 西部第二地区連合会
- (9) 西部第三地区連合会
- (10) 本町地区連合会
- (11) 中央地区連合会
- (12) 東北部地区連合会
- (13) 浅川地区連合会
- (14) 由木地区連合会
- (15) 鍮水尾根協議会
- (16) 横山南地区連合会
- (17) 横山北地区連合会
- (18) 元八地区連合会
- (19) 恩方地区連合会
- (20) 川口地区連合会
- (21) 加住地区連合会
- (22) 由井地区連合会
- (23) 北野地区連合会

第3条 地区連合会を構成する町会等について変動が生じた場合は、三役会及び常任理事会に速やかに報告するものとする。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. 平成19年4月10日に改正し、施行する。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。

8. 平成 20 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
9. 平成 20 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
10. 平成 21 年 5 月分割により修正。
11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
14. 平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
15. 平成 25 年 5 月地区連合会再編及び新規加盟により修正。
16. 平成 26 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
17. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
18. 平成 27 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
19. 平成 28 年 3 月 8 日の役員会にて鎌水尾根協議会の新規加盟承認により追記。
平成 28 年 3 月 8 日新規加盟、連合会間移動集計により修正。
20. 平成 28 年 5 月脱会集計により修正。
21. 平成 28 年 9 月 13 日の役員会にて、長房西団地連合自治会構成団体の新規加盟承認により修正。
22. 平成 29 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
23. 平成 30 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
24. 平成 30 年 11 月新規加盟、移転再編集計により修正。
25. 平成 30 年 12 月 11 日に改正し、施行する

会計規程

- 第 1 条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第 2 条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、常任理事会で原案を作成し、総会の議決に付す。
- 第 3 条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
 2. 伝票は入金伝票、出金伝票の 2 種類とする。
- 第 4 条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
 2. 伝票には領収証又は請求書等の証書類を添付しなければならない。但し、交通費等での添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第 5 条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第 6 条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
 2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第 7 条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第 8 条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
 2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第 9 条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
 2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。

第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、常任理事会に付議して決算書を作成する。

2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
3. 決算書の監査を受けた後、常任理事会で確認し定期総会の議決に付する。

第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。

2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。

第12条 監事は、監査の都度常任理事会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

付則1. この規程は、平成15年4月1日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会・管理組合の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成16年5月11日に改正し、5月30日承認・施行する。
3. 平成17年5月10日に改正し、施行する
4. 平成20年8月12日に改正し、平成21年度より適用する。
5. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

役員選考委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、会則第7条第1項(2)に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会(以下「選考委員会」という)について定める。

(設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構 成)

第3条 選考委員会は、会長、副会長、会計及び監事を除く常任理事の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3. 委員長は、会務を統括する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会 議)

第4条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推 薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、常任理事会に報告し常任理事会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則1. この規程は、平成21年4月27日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

専門部規程

(目 的)

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第8条に基づく専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

(専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部 (2) 広報部 (3) 事業部 (4) 組織部 (5) 生活安全部

(職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下のとおりとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1) 総務部

広報部、事業部、組織部及び生活安全部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

(2) 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営のほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

- ① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。
- ② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。
- ③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3) 事業部

研修会・懇親会等事業に関する事項を担当する。

(4) 組織部

加入促進をはじめ組織の拡大強化に関する事項を担当する。

(5) 生活安全部

防災、防犯、交通等住民の安全・安心に関する事項を担当する。

(担 当)

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、常任理事及び理事を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 各専門部に部長及び副部長を置く。
3. 部長及び副部長は三役を以ってあて、副会長を部長に選任し、担当する部の運営にあたる。

(その他)

第5条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成21年9月8日に制定し、施行する。

2. 平成22年5月11日に改正し、施行する。
3. 平成23年6月14日に改正し、施行する。
4. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
5. 平成27年7月14日に改正し、平成27年5月31日に遡って施行する。
6. 平成29年6月13日に改正し、施行する。

弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・生花を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次のとおりとする。

- (1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により常任理事会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
- (2) 死亡の場合は、1万円の香典及び生花1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次のとおりとする。

- (1) 当該町会・自治会・管理組合は、地区連合会長に連絡をする。
- (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
- (3) 事務局長は、会長、副会長等に連絡し指示を受ける。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成19年3月13日に改正し、施行する。
3. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
4. 平成28年3月8日に改正し、施行する。

表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長が次の表彰基準に該当するときには、常任理事会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次のとおりとする。

- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長を継続して4年以上努め退任した者。
- (2) 町会長・自治会長・管理組合理事長を通算して4年以上努め退任した者で地区連合会長が推薦する者。

(3) 地区連合会長を通算して4年以上努め退任した者

(4) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次のとおりとする。

(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次のとおりとする。

(1) 当該町会・自治会・管理組合は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

(2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

(3) 会長は、年度始めの常任理事会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則1. この規程は、平成15年4月1日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

3. 平成27年7月14日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

なお、平成28年度以降の対象については、八王子市町会自治会連合会発足以降とする。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。

3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(事務局次長)

第4条 事務局次長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局次長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局次長は、事務局長の指示により事務を行う。

3. 常勤の事務局次長は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。その給料については、三役会で検討し常任理事会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基づき支給する。

4. 非常勤の事務局次長は、ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し常任理事会で決定する。

(事務局員)

第5条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し常任理事会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。

3. 勤務は、月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とし、2人制1人勤務とす

る。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・常任理事会・部会にも出席するものとする。

4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. 部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し常任理事会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し常任理事会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(雇用期間)

第6条 常勤の事務局次長及び事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤務)

第7条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 本会、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
 - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
 - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第8条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し常任理事会で決定する。

(その他)

第9条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

- 付則1. この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。
2. 平成19年7月10日に改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。
 3. 平成20年4月8日に改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。
 4. 平成24年4月10日に改正し、平成24年4月1日に遡って施行する。
 5. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

事務局員の通勤交通費細則

(総則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第3条3項、第4条3項及び第5条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(通勤交通費算出基準)

第3条 通勤交通費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記のとおりとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は合理的かつ最小限の実費を支給する。
2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。
3. 原付自転車、二輪自動車及び自家用自動車の場合は下記のとおりとする。
 - (1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円
 - (2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円
 - (3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円
 - (4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円
 - (5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円
 - (6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円
 - (7) 18～21km以上 ⇒ 月額 10,400円

(業務利用)

第4条 通勤に使用している自家用自動車を止むを得ず業務運営に利用する場合は、実費弁償として一定額を通勤交通費に加算して支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第5条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

- 付則1. この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。
2. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。
 3. 平成30年6月12日に改正し、平成30年4月1日に遡って施行する。

事務局員の通勤用自動車駐車細則

(総則)

第1条 この細則は、八王子市が所有又は占有する施設内に所在する八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）の事務所に通勤し、町自連の業務に従事する者（以下「事務局員」という。）が当該施設内に通勤に用いる自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。））を駐車することに関して必要な事項を定める。

(駐車可能施設)

第2条 事務局員が通勤のために自動車を駐車することができる施設は、当該施設に係る業務に支障を生じないものと八王子市が認める施設（以下「市施設」という。）とする。

(駐車利用対象者)

第3条 市施設内に通勤のため自動車を駐車することができる者は、町自連の事務局員で、次条に定める申請書を提出した者とする。

(駐車利用申請)

第4条 事務局員は、市施設内に通勤のため自動車を使用し、市施設に駐車するときは、事前に市施設内駐車利用申請書（第1号様式）を八王子市町会自治会連合会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(駐車利用承認)

第5条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、

市施設内駐車利用承認書（第2号様式）を申請者に交付する。

（駐車条件）

第6条 前条の規定により駐車承認を受けた事務局員は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 市施設を利用する一般市民の駐車に支障が生じないように駐車すること。
- (2) 駐車にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 市施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設管理者が行う駐車制限に従うこと。

（駐車料金）

第7条 駐車利用の承認を受け、駐車利用する事務局員は、駐車料金を支払わなければならない。

2. 駐車料金は月額とし、通勤の実情に応じ別表1に定める金額とする。
3. 会長が定める減額基準別表2の通勤距離による減額を受ける場合、事務局員は市施設内駐車減額申請書（第2号様式の2）を会長に提出しなければならない。

（駐車料金の支払方法）

第8条 駐車承認を受け、駐車利用する事務局員は、当該月の駐車料を当該月の末日までに会長に支払わなければならない。

2. 既納の駐車料は、還付しない。ただし、会長は特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

（駐車利用の中止・変更の申請）

第9条 駐車利用の承認を受けた事務局員は、当該駐車利用を中止し、又は変更をしようとするときは、市施設内駐車利用（中止・変更）申請書（第3号様式）により、会長に申請しなければならない。

2. 会長は、前項の規定による申請が、適当であると認めるときは、市施設内駐車利用（中止・変更）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（駐車利用の承認取消）

第10条 会長は、駐車承認を受けた事務局員が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
 - (2) 第6条に規定する駐車条件に違反したとき。
 - (3) 第7条に規定する駐車料金の納付を1か月以上滞納したとき。
 - (4) その他施設管理者が承認の取消しを必要と認めるとき。
2. 会長は、前項の規定により駐車利用の承認を取り消したときは、当該市施設内駐車利用承認取消通知書（第5号様式）により、駐車利用者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この細則に定めるもののほか、駐車に必要な事項は、常任理事会で協議する。

付則1. この細則は、平成30年6月12日に制定し、平成30年4月1日に遡って施行する。

広告の取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会が作成する広報紙・ホームページ等に掲載する

広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、常任理事会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会・管理組合等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、常任理事会が掲載する広告として妥当でないと認めたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1) 及び (2) に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と常任理事会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報部が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報部が指定する位置。
- (3) その他、常任理事会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報部で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報部に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。
3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第14条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成18年10月10日に制定し、施行する。

2. 平成19年7月10日に改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

3. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

ホームページの管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び町会・自治会・管理組合のホームページをリンクする場合等について定める。

(目 的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会の常任理事会が設置した広報部の責任の下に、傘下の町会・自治会・管理組合をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報部の権限)

第3条 広報部では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(責 務)

第4条 運用に際しては、会長もしくは地区連合会長は、ホームページに掲載する内容について、広報部員との情報共有を図り、情報の精査及び情報の適正な管理を行うものとする。

(運 用)

第5条 広報部員は、ホームページの更新等にあたっては、付与されたパスワードを使用し、適正に管理するとともに、情報発信に努めるものとする。

(リンクの禁止)

第6条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第7条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 常任理事会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章

4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第8条 規程外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成20年11月11日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

3. 平成28年3月8日に改正し、施行する。

町会等地区連合会交流事業助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町会等地区連合会（以下「地区連合会」という）が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する助成金について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(地区連合会)

第3条 この規程における地区連合会とは、本会に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、町会等活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- ① 報償費(講師謝礼等)
- ② 借上げ費(会場・バス等)
- ③ 印刷費
- ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第6条 助成金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

2. 八王子市における他の助成金をはじめ、国や他の自治体及び公共団体等からの助成金との併用はできない。

3. 交付決定より前に終了する事業は、対象とならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(助成金の経理と実績報告)

第10条 助成金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、会長は、助成金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 助成金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(助成金に関する調査)

第13条 会長は、助成金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び助成金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則1. この規程は、平成20年4月8日制定し、平成20年4月1日に遡って施行する。

2. 平成20年11月11日に改正し、施行する。
3. 平成22年9月14日に改正し、施行する。
4. 平成22年10月12日に改正し、平成22年11月1日に施行する。
5. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

町会等設備整備備品提供事業運用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、八王子市町会・自治会設備整備支援補助金交付要綱に基づき、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）が実施する町会・自治会等に対する備品提供事業の当該年度において予算の範囲で提供する備品について、必要な事項を定める。

2 本事業は、市が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業（宝くじ助成）を活用し、備品提供事業の助成を行うことから、町自連が事業の主体となり、備品の購入、提供、管理、その他コミュニティ助成事業で定める必要な事務を行う。

3 提供する備品は、助成事業の趣旨により無償貸与とする。

(目 的)

第2条 町会・自治会等への備品提供事業を通じて、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(町会・自治会等)

第3条 この規程における町会・自治会等とは、町自連に加入の町会、自治会、管理組合、地区連合会のほか、未加入の町会、自治会、管理組合及び市に届出済みの団体をいう。

(申請対象団体)

第4条 申請対象となる団体は、市の限られた補助金の範囲内での提供、また、多くの町会・自治会等に広く備品を提供するため、未助成団体を優先する。

2 助成実施団体の申請については、助成後5年経過後の前年度の指定する期日までに本会に申請できるものとする。

3 同一の建物を複数の町会・自治会等で利用している場合については、備品を共用することが可能なため、申請は代表の町会・自治会等に限定する。

4 町会会館等の建設にあたっての申請については、竣工後に申請できるものとする。

(対象となる備品)

第5条 対象となる備品は、地域コミュニティ活動に必要な備品として、相応しい内容のもので、別表に掲げるものとする。

(備品提供申請)

第6条 備品の提供を受けようとする町会・自治会等は、設備整備事業備品提供申請書（第1号様式）に希望する備品の関係書類を添えて、提供希望年度の前年度の指定する期日までに本会に申請するものとする。

(選 考)

第7条 備品提供の対象となる町会・自治会等への助成額は、1団体につき20万円以内とし、提供の対象とする町会・自治会等については、町自連三役会で構成する選考会にて決定するものとする。

(内 定)

第8条 前条の選考の結果、内定した対象の町会・自治会等に、備品提供選考結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第9条 事業計画の変更や収支計画の変更及び備品の変更の必要が生じた場合は、速やかに設備整備備品提供変更申請書（第3号様式）を作成し、町自連に提出すること。

(決 定)

第 10 条 申請年度の翌年度、町会・自治会等に、備品提供決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(備品の提供時期)

第 11 条 備品の提供時期は、申請年度の翌年度とする。

(備品の管理)

第 12 条 提供を受けた備品は、町会・自治会等で適切な管理をおこなうこと。
なお、破損等により廃棄処分する場合には、町自連まで連絡すること。

付則 1. この規程は、平成 26 年 9 月 9 日制定し、施行する。

2. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

3. 平成 27 年 10 月 13 日に改正し、平成 27 年 8 月 27 日に遡って施行する。

<別 表>

※無償貸与の対象となる備品は下記のとおり

対象となる備品
机、椅子、テーブル、座卓、収納庫など

※参考：無償貸与の対象とならない備品は下記のとおり

対象とならない備品
・ 個人の利用にとどまるもの
・ 広場の砂場や遊歩道等の整備
・ 建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン等）
・ 特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品
・ 防災目的の備品（市指定の防災資器材関連）
・ 地域性のない楽器類
・ 自転車
・ 動力のついた屋台、山車等
・ 車両に搭載する目的の備品
・ 防犯カメラ
・ 水車
・ PC アプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
・ ホテル等の育成に関する設備、備品
・ 一般調理器具
・ 照明器具等（電球のみの場合）

八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）の所有する備品を適正に管理し、その使用の際の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(保管場所)

第2条 備品の保管場所は、無償貸与を受ける団体（以下「町会・自治会等」という。）の事務所とする。

なお、公共施設等で公園・防災・コミュニティ等目的が限定されている場所（公園清掃用具倉庫・防災倉庫・地区会館等）については、保管場所対象外とする。

但し、事務所等がない町会・自治会等は町自連の了解を受けた場所とする。

(保管責任者)

第3条 備品の保管責任者は、八王子市町会自治会連合会会長とする。

(維持管理)

第4条 備品の維持管理は、町自連が行うものとする。

(使用方法)

第5条 町会等設備整備備品提供事業運用規程第3条に定める団体の長(以下「町会長」という。)に申し込み、所定の手続きをもって許可を得ること。

(使用の範囲)

第6条 町会・自治会等の活動及び地域コミュニティの活性化を図るために使用する。

(使用時間)

第7条 使用時間は、原則として、町会・自治会等の事務所の利用時間内とする。但し、特に町会長が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 備品を使用した者がその備品に損害を与えたときは、損害額を賠償しなければならない。

(譲渡の禁止)

第10条 備品を使用した者は、その備品を譲渡・転貸してはならない。

(移動・廃棄等)

第11条 町会・自治会等は、備品を他の保管場所等に移動する場合、または、破損等により廃棄する場合は、事前に町自連に報告し、承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、町自連三役会で決定する。

付則1. この規程は平成26年9月9日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

3. 平成27年10月13日に改正し、平成27年8月27日に遡って施行する。

4. 平成29年3月14日に改正し、施行する。

会長等役員の管外出張に伴う車賃支給細則

(総 則)

第1条 この細則は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）会長もしくは役員の管外出張に伴う自家用車使用の車賃支給の取扱について定める。

(車賃支給)

第2条 会長もしくは役員が本会を代表して、管外で開催される会議や研修会等に出席する場合は、原則として、公共交通機関を利用するものとするが、やむなく自家用車を使用した場合は、車賃を支給する。

(車賃算出基準)

第3条 車賃の対象は、管外とし、算出基準は下記のとおりとする。

1. 本会の事務所から開催地の会場までの合理的な経路の概算距離とする。
2. 1k m未満の端数は切り捨てとする。
3. 別途定める1k mあたりの単価を乗じた額を支給する。
4. 有料道路等については、実費とする。
5. 自家用車に乗り合わせて利用する場合は、車の所有者のみとする。

(その他)

第4条 規格外事項については、常任理事会で協議する

付則1. この規程は、平成27年5月31日制定し、施行する。

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【行政審議会】		
1	八王子市市民参加推進審議会	1	総合経営部広聴課
2	八王子市行財政改革推進審議会	1	行財政改革部行革推進課
3	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
4	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
5	八王子市生活安全対策協議会	1	生活安全部防犯課
6	八王子市消費生活審議会	1	市民部消費生活センター
7	八王子市民生委員推薦会	1	福祉部福祉政策課
8	八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
9	八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
10	八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
11	八王子市動物愛護推進協議会	1	健康部(保健所)生活衛生課
12	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
13	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
14	八王子市景観審議会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
15	八王子市まちづくり審議委員会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
	【各種委員会】		
1	八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会	1	都市戦略部都市戦略課
2	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
3	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
4	八王子市海外都市交流連絡推進協議会 (活動休止)	1	市民活動推進部多文化共生推進課
5	八王子市多文化共生推進評議会	1	市民活動推進部多文化共生推進課
6	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	市民活動推進部男女共同参画課
7	人権擁護委員	1	総務部総務課
8	八王子市談合監視委員会 (活動休止)	3	財務部契約課
9	八王子市暴走族追放推進連絡協議会 (活動休止)	1	生活安全部防犯課
10	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
11	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
12	認知症高齢者ネットワーク会議	1	福祉部高齢者福祉課
13	八王子市障害者自立支援協議会	1	福祉部障害者福祉課
14	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	医療保険部東浅川保健福祉センター
15	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	健康部(保健所)健康政策課
16	八王子市温暖化防止センター運営委員会 (活動休止)	1	環境部環境政策課
17	八王子市環境推進会議 (活動休止)	1	環境部環境政策課
18	八王子市環境マネジメントシステム監査員	1	環境部環境政策課
19	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	資源循環部ごみ減量対策課
20	八王子市地域公共交通活性化協議会	1	都市計画部交通企画課
21	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会 (未選出)	1	道路交通部交通事業課
22	八王子市交通安全対策協議会	1	道路交通部交通事業課
23	八王子市自転車駐車問題対策協議会 (活動休止)	3	道路交通部交通事業課
24	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【検討会・策定委員会】		
1	八王子市シティプロモーション推進懇談会	1	都市戦略部都市戦略課
2	地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会	1	都市戦略部都市戦略課(地域づくり担当)
3	使用料等受益者負担適正化検討会 (活動休止)	1	行財政改革部行政管理課
4	特定空家等対策懇談会	1	生活安全部防犯課
5	災害時要援護者支援推進連絡会 (活動休止)	1	福祉部福祉政策課
6	八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会	1	福祉部高齢者いきいき課
7	八王子市障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会	1	福祉部障害者福祉課
8	八王子市レジ袋削減推進協議会	1	資源循環部ごみ減量対策課
9	物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する審議会	1	資源循環部ごみ減量対策課
10	八王子市都市計画マスタープラン検討委員会 (活動休止)	1	都市計画部土地利用計画課
11	多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会	2	都市計画部交通企画課
12	八王子市交通マスタープラン検討委員会 (活動休止)	1	都市計画部交通企画課
13	八王子駅周辺交通円滑化検討懇談会	1	都市計画部交通企画課
14	八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会 (活動休止)	1	拠点整備部中心市街地政策課
15	八王子市住宅マスタープラン改定検討会 (活動休止)	1	まちなみ整備部住宅政策課
16	八王子市住宅マスタープラン策定懇談会	1	まちなみ整備部住宅政策課
17	八王子市学校安全対策検討委員会 (活動休止)	1	学校教育部教育総務課
18	八王子市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会 (活動休止)	1	学校教育部指導課
19	八王子市歴史遺産活用検討委員会	1	生涯学習スポーツ部文化財課
	【行政外郭団体等】		
1	八王子市学園都市文化ふれあい財団財団 諮問委員会	1	八王子市学園都市文化ふれあい財団
2	八王子まつり	1	八王子まつり
3	八王子まつり実行委員会 実行委員	23	八王子まつり実行委員会
4	八王子観光コンベンション協会協会	1	八王子観光コンベンション協会
5	八王子花火大会実行委員会	1	八王子観光コンベンション協会
6	全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会 委員・運営委員	9	事務局:スポーツ振興課
7	八王子市社会福祉協議会 理事・評議員	15	八王子市社会福祉協議会
8	八王子市社会福祉協議会 ボランティア活動推進協議会	1	〃
9	八王子市社会福祉協議会 歳末たすけあい募金配分検討委員会	1	〃
10	八王子交通安全協会	1	八王子交通安全協会
11	八王子防犯協会	1	八王子防犯協会
12	八王子防火防災協会	2	八王子防火防災協会
13	美しい八王子をつくる会 委員	23	事務局:ごみ減量対策課
14	東京都赤十字協賛委員支部協議会	1	日本赤十字社東京都支部
15	「租税教育推進宣言の街・八王子」協議会	1	事務局:税制課
16	社会を明るくする運動八王子実施委員会	1	事務局:児童青少年課
17	八王子いちょう祭り祭典委員会	1	八王子いちょう祭り祭典委員会
18	八王子市地球温暖化対策地域協議会	1	事務局:環境政策課
19	八王子市自主防災団体連絡協議会	2	事務局:防災課
20	八王子市中心市街地活性化協議会	2	八王子商工会議所
21	八王子消防署住宅防火防災対策推進協議会	2	八王子消防署
22	八王子市地域福祉推進計画推進委員会	1	社会福祉協議会:支えあい推進課

令和元年度 八王子市町会自治会連合会

町自連地区連合に加盟している町会・自治会・管理組合は以下のとおりです。

令和元. 8. 1

地区連合会	団体数	世帯数	町会・自治会・管理組合名称				
1 中部地区 会長 小室 崇司	7	1,891	三崎町町会 天神町町会	中町町会 南新町町会	南町町会	寺町一丁目町会 寺町二丁目町会	
2 東部地区 会長 荻島 孝之	10	4,768	横山町一丁目町会 明神町二丁目町会	横山町二丁目町会 明神町三丁目町会	横山町三丁目町会 明神町四丁目町会	新町町会 東町町会	明神町一丁目町会 旭町町会
3 元横地区 会長 秋間 利久	6	1,640	元一自治会 田町町会	元横山町第二町会	元横山町中部自治会	元横山町第四町会 元横山町第五自治会	
4 東南部地区 会長 今 高雄	6	3,846	子安町一丁目町会 万町一丁目町会	子安町二丁目町会	子安町三丁目町会	子安町東四丁目町会 子安町西四丁目町会	
5 中央部地区 会長 齊藤 哲寛	2	720	八日町一、二丁目町会	上八日町町会			
6 南部地区 会長 中代 英雄	11	4,894	万町二丁目町会 台町三丁目町会 ローズハイツ八王子管理組合	上野町一丁目町会 台町四丁目町会	上野町三丁目町会 緑町東町会	台町一丁目町会 緑町西町会 緑町南町会	台町二丁目町会 緑町南町会
7 西部第一地区 会長 尾形 敏夫	7	2,206	元本郷町栄和会 市営元本郷団地自治会	元本郷町会 元本郷なごみ会	元本郷町一丁目町会	西八親和会	元本郷町三丁目生栄会
8 西部第二地区 会長 飯田 功	6	3,337	千人町一丁目町会 長房町水崎町会	千人町二丁目町会	千人町三・四丁目町会	日吉町一丁目町会	日吉町二丁目町会
9 西部第三地区 会長 長谷部 良幸	8	3,463	八幡町一、二丁目町会 本郷町町会	八幡町町会 大横町町会	八木町町会 小門町町会	追分町会	平岡町町会
10 本町地区 会長 河西 萬智朗	3	719	本町一丁目町会	本町二丁目町会	本町三丁目町会		
11 中央地区 会長 西山 茂	21	9,745	元横上町会 中野西一町会 大和田町会 八王子市富士見町自治会 わらび会自治会	暁東町会 中野上町西二町会 大和田中央町会 清川町自治会	中野町東二丁目町会 中野西三町会 上大和田町会 八王子サンランド自治会	中野町東三丁目町会 中野町甲和会 大和田相和会 ひよどり山自治会	中野上町東四町会 大和田一丁目町会 大和田町四丁目親和会 仲田橋自治会
12 東北部地区 会長 山田 智広	14	7,174	高倉町町会 宇津木インターヒル自治会 宇津木中央自治会	松風会 平町町会 久保山町町会	石川町会 小宮町会 都堂石川団地自治会	北八王子町会 大谷町町会 大谷町さつき野台自治会	宇津木町町会 丸山町滝山台自治会
13 浅川地区 会長 佐戸 博	23	6,288	新地町会 初沢町第一町内会 落合町会 荒井町会 高尾パークハイツB棟管理組合	三田町会 初沢町第二町内会 高尾町五丁目町会 摺指町会 高尾下宿町会	原宿町会 原宿団地自治会 南浅川町会 小仏町会 プレミスト高尾サクラシティ管理組合	原町内会 高尾町中宿町会 西浅川町会 高尾パークハイツA棟自治会	八王子サニーハイツ管理組合 高尾町上宿町会 駒木野町会 甘里町会
14 由木地区 会長 田中 道夫	19	5,891	下柚木町会 上柚木第2団地自治会 東中野自治会 鎌水町会	中山町会 上柚木神明町会 大塚日向自治会 南大沢町会	越野自治会 上柚木中央町会 大塚団地自治会 別所町会	堀之内町会 上柚木下郷町会 由木ヶ丘自治会 松木町会	南陽台自治会 上柚木2丁目町会 大塚日影自治会
15 鎌水尾横地区 会長 浅井 雄治	4	1,218	パークフィーネ南大沢管理組合、鎌水第二団地自治会、グランスイート南大沢管理組合、プレセダンヒルズ南大沢管理組合				
16 横山南地区 会長 石井 修一	28	14,289	散田本町町会 西八王子ハイツ自治会 めじろ台一丁目町会 高尾紅葉台自治会 寺田町町会 上館町会	中散田町会 山田町町会 めじろ台二丁目町会 館町町会 寺田東町町会 館ヶ丘自治会	散田東町町会 豊徳台団地自治会 めじろ台三丁目町会 館町団地自治会 大船町会 レーベンスクエアリマインドヒルズ自治会	散田町第一町会 朝日ヶ丘自治会 めじろ台四丁目町会 桐田町大巻町会 グリーンヒル寺田自治会	東雲町会 狭間町会 めじろ台三田自治会 桐田町一丁目町会 ゆりのき台自治会
17 横山北地区 会長 平塚 忠勇	45	5,189	並木町一丁目町会 長房自治会 西1自治会 西24自治会 西9自治会 西21自治会 西11号自治会 南3号棟自治会 長房東4号棟自治会	並木町二丁目町会 長房町中郷町会 長房西2自治会 西25号棟自治会 西8号棟自治会 西22自治会 西12自治会 長房団地南1号棟自治会 長房東3号棟自治会	長房台自治会 八王子陵東自治会 西4号棟自治会 西10自治会 西5号棟自治会 西20自治会 西13号棟自治会 南2号棟自治会 長房東5号棟自治会	船田町会 長房中耐自治会 西29自治会 西14号自治会 西6自治会 西17・18・19自治会 西15号棟自治会 東1号棟自治会 長房南アパート5号棟自治会	長房町会 新緑自治会 西二十八自治会 西7自治会 西16自治会 西26自治会 西23自治会 長房東2号棟自治会 長房南4号棟自治会
18 元八地区 会長 野崎 忠行	28	10,871	大楽寺神戸町会 諏訪団地自治会 叶谷町会 横川町四丁目町会 武分方町一丁目町会 元八王子町三丁目町会	大楽寺町関口町会 諏訪下町会 泉町町会 横川町五丁目町会 横川町二丁目町会 松子舞自治会	大楽寺町千本木町会 諏訪中町会 横川町一丁目町会 緑ヶ丘町会 川町町会 横川町住宅自治会	上巻分方町神戸町会 諏訪上町会 横川町二丁目町会 つつけ丘自治会 元八王子町一丁目町会	大柳町会 四谷町会 横川町三丁目町会 さつき野自治会 元八王子町二丁目町会
19 恩方地区 会長 前原 教久	30	3,634	大幡町会 上小田野町会 辺名町会 佐戸町会 宮ノ下町会 下案下町会	紙谷町会 元木町会 川原宿町会 駒木野町会 高留町会 上案下町会	宝生寺団地自治会 上下原町会 松竹町会 黒沼田町会 森久保町会 小津町会	下小田野町会 あかね台町会 大沢町会 狐塚町会 降宿、醍醐町会 三井緑苑自治会	中小田野町会 上宿町会 板当小高井町会 力石町会 川井野町会 大空自治会
20 川口地区 会長 荒井 雷雄	15	6,697	榎原町東部町会 川口町西部町会 美山町会	榎原西部町会 唐松町会 笹の原住宅自治会	犬目町会 上川町東部町会 川口南町会	川口町東部町会 上川町中部町会 唐松住宅自治会	川口町中部町会 川口町東部町会 美山町縄切地区会
21 加住地区 会長 内田 豊	14	3,102	尾崎町会 谷野町会 滝町会	左入町会 丹木町会 高月町会	滝山町一丁目町会 加住町会 馬場谷戸町会	滝山町二丁目町会 宮下町会 みつい台自治会	梅坪町会 戸吹町会
22 由井地区 会長 尾川 孝次	24	7,492	小比企町一丁目町会 片倉町会 片倉丘の上町会 みなみ野エグザガーデン自治会 みなみ野四丁目町会	小比企町二丁目町会 片倉町三十鈴自治会 片倉町一丁目町会 みなみ野二丁目町会	小比企団地自治会 片倉御殿町会 小比企町三丁目町会 みなみ野6丁目会 七国一・二丁目町会	高見団地自治会 エステート八王子自治会 みなみ野三丁目町会 みなみ野五丁目町会 宇津真兵衛町会	小比企園自治会 片倉台自治会 七国六丁目町会 兵衛一丁目町会 西片倉町会
23 北野地区 会長 小池 茂	22	10,321	打越町会 長沼町会 日生平山団地八王子地区自治会 高嶺団地自治会 都営長沼第一自治会 サンクレイドル八王子北野台管理組合	打越旭ヶ丘自治会 都営長沼第2自治会 北野台自治会 北野台自治会 長沼4号棟自治会	絹ヶ丘町会 高嶺町会 高嶺町会 北野台五丁目自治会	北野町町会 長沼町日部団地自治会 NEC平山団地自治会 高嶺町会 八王子北野台パークホームズ自治会 あやめ自治会	北野町上野原町会 北野町町会 長沼睦町会
23地区	353	119,395					

令和元年度 町自連 役員名簿

三役・監事・事務局名簿

会 長	秋間	利久	(元 横)	元横地区連合会長
副会長	小室	崇司	(中 部)	中部地区連合会長
//	石井	修一	(横山南)	横山南地区連合会長
//	荒井	富雄	(川 口)	川口地区連合会長
//	尾寄	敏夫	(西部第一)	西部第一地区連合会長
//	佐戸	博	(浅 川)	浅川地区連合会長
会 計	河西	萬智朗	(本 町)	本町地区連合会長
//	前原	教久	(恩 方)	恩方地区連合会長
監 事	浅井	雄治	(鑑水尾根)	鑑水尾根協議会長
//	山崎	勲介	(西部第二)	
//	成瀬	義雄	(中 央)	
事務局長	前野	修	(北 野)	
事務局次長	富貴澤	繁幸	(浅 川)	
//	田中	泰慶	(由 井)	

【事務局】 〒193-0832 八王子市散田町2-37-1 教育センター内
TEL/FAX 042-673-4680

【ホムページ】町自連(ちょうじれん)<https://www.chojiiren-hachioji.jp>

【メールアドレス】choiiren@choiiren-hachioji.jp

常任理事（地区連合会長）・理事名簿

役 職	氏 名	地区連合会	町会・自治会名	電 話
常任理事	小室 崇司	中 部	寺町二丁目町会	042-625-9872
//	荻島 孝之	東 部	横山町二丁目町会	042-642-2211
//	秋間 利久	元 横	元横山町第二町会	042-644-3675
//	鈴木 久義	東南部	子安町三丁目町会	042-645-1137
//	齊藤 哲寛	中央部	上八日町町会	042-622-2313
//	中代 英雄	南 部	上野町一丁目町会	042-624-5435
//	尾寄 敏夫	西部第一	元本郷なごみ会	042-623-3657
//	飯田 功	西部第二	千人町一丁目町会	042-661-2000
//	長谷部 良幸	西部第三	八幡町一、二丁目町会	090-8892-6250
//	河西 萬智朗	本 町	本町一丁目町会	042-623-4623
//	西山 茂	中 央	中野町東二丁目町会	090-8747-9533
//	山田 智広	東北部	宇津木インターヒル自治会	042-648-9163
//	佐戸 博	浅 川	落合町会	042-665-2445
//	田中 道夫	由 木	南大沢町会	042-677-9784
//	浅井 雄治	鑑水尾根	パークフィーネ南大沢管理組合	042-677-8576
//	石井 修一	横山南	梶田町一丁目町会	042-665-0388
//	平塚 忠勇	横山北	船田町会	042-664-6487
//	野崎 忠行	元 八	叶谷町会	042-623-5586
//	前原 教久	恩 方	小津町会	042-651-6639
//	荒井 富雄	川 口	美山町会	042-651-3236
//	内田 豊	加 住	谷野町会	042-691-2120
//	尾川 幸次	由 井	片倉町一丁目町会	042-637-0337
//	小池 茂	北 野	北野町町会	042-642-2205
理 事	山崎 勲介	西部第二	日吉町一丁目町会	042-625-5602
//	成瀬 義雄	中 央	暁東町会	042-623-5894

令和元年5月26日現在

八王子市町会自治会連合会（町自連）

※平成31年（2019年）3月18日（月）に事務所を移転しました※

〒193-0832 八王子市散田町二丁目37番1号 教育センター内

TEL/FAX 042-673-4680

E-mail chojiren@chojiren-hachioji.jp

HP <https://chojiren-hachioji.jp>

町自連事務所案内図

